

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成21年6月29日

**【事業年度】** 第6期(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

**【会社名】** 株式会社間組

**【英訳名】** HAZAMA CORPORATION

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 小野俊雄

**【本店の所在の場所】** 東京都港区虎ノ門二丁目2番5号

**【電話番号】** 東京03(3588)5700

**【事務連絡者氏名】** 総務部長 山田隆正

**【最寄りの連絡場所】** 東京都港区虎ノ門二丁目2番5号

**【電話番号】** 東京03(3588)5700

**【事務連絡者氏名】** 総務部長 山田隆正

**【縦覧に供する場所】** 株式会社間組名古屋支店  
(名古屋市中区錦二丁目5番5号)

株式会社間組大阪支店  
(大阪市北区堂島浜二丁目2番8号)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

## 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
決算年月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月
(1) 連結経営指標等					
売上高 (百万円)	225,328	230,474	237,205	221,003	224,276
経常利益 (百万円)	6,105	5,647	3,493	2,400	2,655
当期純利益 (百万円)	2,608	2,132	947	843	1,002
純資産額 (百万円)	27,987	31,227	32,585	31,123	30,286
総資産額 (百万円)	174,610	173,772	171,540	159,267	157,743
1株当たり純資産額 (円)	167.81	200.23	213.25	198.06	191.04
1株当たり当期純利益金額 (円)	24.01	19.24	7.24	5.62	7.07
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	18.16	14.84	6.59	1	7.00
自己資本比率 (%)	16.0	18.0	19.0	19.5	19.2
自己資本利益率 (%)	9.8	7.2	3.0	2.7	3.3
株価収益率 (倍)	11.66	18.76	21.96	19.22	11.74
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	1,276	5,142	5,021	648	335
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	5,129	1,642	222	340	3,157
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	5,983	3,572	1,021	2,064	2,326
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	20,947	21,202	27,103	25,528	25,665
従業員数 (人)	2,420	2,426	2,411	2,376	2,416

回次	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
決算年月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月
(2) 提出会社の経営指標等					
売上高 (百万円)	199,734	206,299	216,926	204,151	209,351
経常利益 (百万円)	5,601	5,357	3,341	2,124	2,209
当期純利益 (百万円)	1,404	1,900	675	516	464
資本金 (百万円)	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
発行済株式総数 (千株)	普通株式 100,000 第1種優先株式 750 第2種優先株式 875 第3種優先株式 875 第4種優先株式 250	普通株式 100,000 第1種優先株式 750 第2種優先株式 875 第3種優先株式 875 第4種優先株式 250	普通株式 100,000 第1種優先株式 750 第2種優先株式 875 第3種優先株式 875 第4種優先株式 250	普通株式 100,000 第1種優先株式 750 第2種優先株式 875 第3種優先株式 875 第4種優先株式 250	普通株式 100,000 第1種優先株式 750 第2種優先株式 875 第3種優先株式 875 第4種優先株式 250
純資産額 (百万円)	24,165	27,243	28,533	26,749	25,377
総資産額 (百万円)	160,748	161,250	161,979	152,146	149,216
1株当たり純資産額 (円)	129.59	160.38	172.71	154.30	141.49
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額) (円)	普通株式 0.00 第1種優先株式 64.56 第2種優先株式 74.56 第3種優先株式 84.56 第4種優先株式 79.56 (普通株式) (第1種優先株式) (第2種優先株式) (第3種優先株式) (第4種優先株式)	普通株式 1.50 第1種優先株式 64.72 第2種優先株式 74.72 第3種優先株式 84.72 第4種優先株式 79.72 (普通株式) (第1種優先株式) (第2種優先株式) (第3種優先株式) (第4種優先株式)	普通株式 1.50 第1種優先株式 70.52 第2種優先株式 80.52 第3種優先株式 90.52 第4種優先株式 85.52 (普通株式) (第1種優先株式) (第2種優先株式) (第3種優先株式) (第4種優先株式)	普通株式 1.50 第1種優先株式 91.52 第2種優先株式 101.52 第3種優先株式 111.52 第4種優先株式 106.52 (普通株式) (第1種優先株式) (第2種優先株式) (第3種優先株式) (第4種優先株式)	普通株式 1.50 第1種優先株式 97.72 第2種優先株式 107.72 第3種優先株式 117.72 第4種優先株式 112.72 (普通株式) (第1種優先株式) (第2種優先株式) (第3種優先株式) (第4種優先株式)
1株当たり当期純利益金額 (円)	11.97	16.93	4.52	2.34	1.67
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	9.78	13.23	4.51	1	1.67
自己資本比率 (%)	15.0	16.9	17.6	17.6	17.0
自己資本利益率 (%)	6.0	7.4	2.4	1.9	1.8
株価収益率 (倍)	23.39	21.32	35.18	46.15	49.70
配当性向 (%)		8.9	33.2	64.1	89.8
従業員数 (人)	2,002	2,008	2,008	2,010	2,070

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれていない。

2 純資産額の算定にあたり、平成19年3月期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用している。

3 従業員数は就業人員数を表示している。

4 1 希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していない。

## 2 【沿革】

明治22年4月間猛馬の個人企業として福岡県門司に創業し、土木建築の請負に従事したのが、当社の起源である。その後、本店を下関から東京に移転するとともに、合資会社から株式会社へと組織の拡充を行いながら、活発な営業展開を進め全国的規模での工事を手がけるようになり、特に大型土木を得意とする総合建設業者となる。

当社は、この旧ハザマ（現商号：青山管財株式会社）が平成15年10月1日に分割型分割（混合型）による新設分割を行ったことにより、建設事業部門の承継会社として設立された。

設立後の主な変遷は次のとおりである。

年月	概要
平成15年10月	旧ハザマ（現商号：青山管財株式会社）の会社分割により建設事業部門の承継会社として設立。 東京証券取引所市場第一部に上場。 建設業許可「国土交通大臣許可（特 - 15）第20330号」ならびに宅地建物取引業免許「東京都知事（1）第82456号」を取得。
平成15年10月	
平成15年10月	
平成17年4月	子会社である青山機工株式会社が同じく子会社である日本イコス株式会社を吸収合併。 本店等を東京都港区北青山二丁目5番8号から、港区虎ノ門二丁目2番5号へと移転。 支店組織の整理・拡充により、東京支店・関東支店を廃し、関東土木支店・東京建築第一支店 東京建築第二支店を設置。
平成17年5月	
平成17年5月	

### 3 【事業の内容】

当社グループは、平成21年3月31日現在、当社、子会社5社、関連会社4社で構成され、建設事業を主な事業とし、さらに各事業に関連する事業活動を展開している。

当社グループの事業に係わる位置付け及び事業の種類別セグメントとの関連は、次のとおりである。

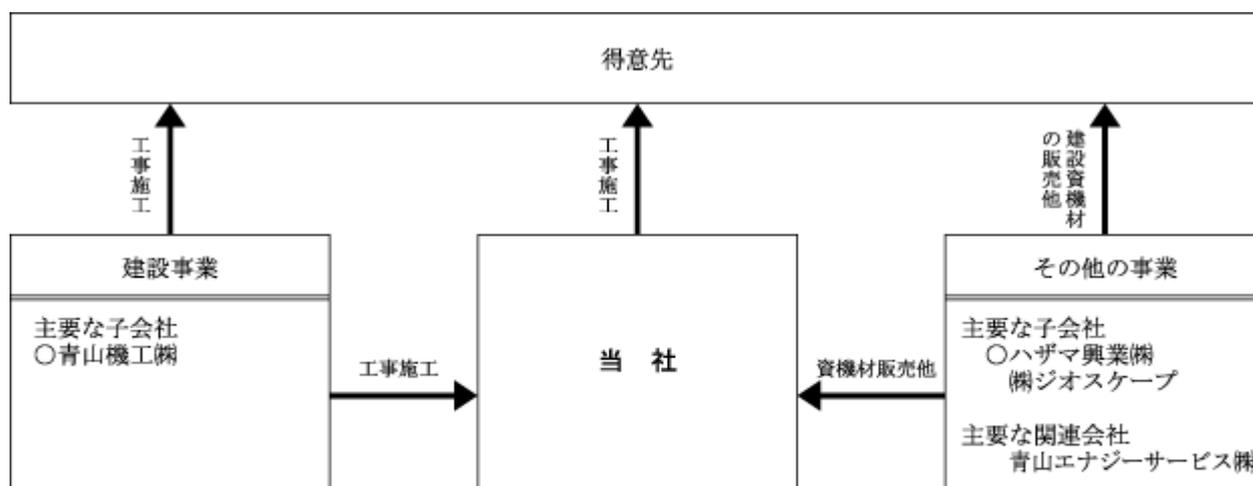
#### 建設事業

当社は総合建設業を営んでおり、施工する工事の一部を連結子会社である青山機工(株)に発注している。

#### その他の事業

連結子会社であるハザマ興業(株)は、建設用資材の販売及びリースを主要事業としており、当社に対し建設用資材を納入及びリースしている。

事業の系統図は次のとおりである。



○連結子会社

4 【関係会社の状況】

連結子会社

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有(被所有)割合		関係内容
				所有割合 (%)	被所有割合 (%)	
ハザマ興業株式会社	東京都江東区	152	その他の事業	100		当社グループの建設用資材並び に住宅用設備品等の販売・リー スを行っている。 役員の兼任等...従業員 4 名
青山機工株式会社	東京都江東区	200	建設事業	100		当社の建設事業において施工協 力している。 役員の兼任等...従業員 6 名

- (注) 1 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載している。  
2 上記の会社は、有価証券報告書を提出していない。  
3 特定子会社である。

## 5 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成21年3月31日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(人)
建設事業	2,151
その他の事業	215
全社(共通)	50
計	2,416

(注) 従業員数は就業人員である。

### (2) 提出会社の状況

平成21年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
2,070	45.2	20.3	6,650,734

(注) 1 従業員数は就業人員である。

2 平均勤続年数は、旧ハザマ(現商号:青山管財株式会社)における勤続年数を通算して算出している。

3 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでいる。

### (3) 労働組合の状況

間組職員労働組合と称し、平成21年3月末現在の組合員数は1,390人である。結成以来円満に推移しており特記すべき事項はない。なお、当組合は日本建設産業職員労働組合協議会に加盟している。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

#### (1) 業績

当連結会計年度におけるわが国の経済は、輸出や生産が大幅に減少し、企業収益や設備投資が落ち込み、雇用情勢も厳しさが増すなど、景気後退が鮮明になっている。

建設事業においても、減少傾向にあった公共投資が堅調に推移しているものの、設備投資の減少のほか、不動産市況の大幅な悪化や信用収縮によって多くの分野で投資水準が冷え込んでおり、建設業界をとりまく経営環境は一段と厳しさを増している。

こうした状況のもと、当社グループの当連結会計年度の業績は、売上高は2,242億円（前連結会計年度比1.5%増加）、営業利益は44億円（前連結会計年度比0.1%増加）、経常利益が26億円（前連結会計年度比10.6%増加）となり、当期純利益は10億円（前連結会計年度比18.8%増加）となった。

（注）「第2 事業の状況」における各事項の記載については、消費税等抜きの金額で表示している。

#### 事業の種類別セグメント

##### （建設事業）

受注高は2,062億円（前連結会計年度比18.7%減少、提出会社単体ベース）、完成工事高は2,125億円（前連結会計年度比1.9%増加）、営業利益は46億円（前連結会計年度比0.2%増加）となった。

##### （その他の事業）

売上高は117億円（前連結会計年度比5.4%減少）、営業利益は4億円（前連結会計年度比8.1%減少）となった。

#### 所在地別セグメント

##### （日本）

売上高は1,992億円（前連結会計年度比7.6%増加）、営業利益は52億円（前連結会計年度比35.4%増加）となった。

##### （その他の地域）

売上高は250億円（前連結会計年度比30.1%減少）、営業損失は1億円（前連結会計年度は12億円の営業利益）となった。

#### (2) キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前当期純利益15億円、貸倒引当金の増減額の調整20億円計上その他、未払消費税等の増加25億円、仕入債務の増加58億円、売上債権の増加72億円、未成工事受入金の減少50億円等により3億円のマイナス（前連結会計年度は6億円のプラス）となった。投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券・投資有価証券の売却による収入32億円等により、31億円のプラス（前連結会計年度は3億円のプラス）となった。財務活動によるキャッシュ・フローは、長期借入金の返済による支出等により23億円のマイナス（前連結会計年度は20億円のマイナス）となった。以上により現金及び現金同等物の期末残高は、期首残高と比較してほぼ同等の256億円（前連結会計年度は255億円）となった。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループが営んでいる事業の大部分を占める建設事業では生産実績を定義することが困難であり、建設事業においては請負形態をとっているため、販売実績という定義は実態にそぐわない。

また、当社グループにおいては、建設事業以外では受注生産形態をとっていない。

よって、受注及び販売の状況については、「1業績等の概要」における各事業の種類別セグメントの業績に関連付けて記載している。

なお、参考のため提出会社単独の事業の状況は次のとおりである。

### 建設事業における受注工事高及び施工高の状況

#### (1) 受注工事高、完成工事高、繰越工事高及び施工高

期別	工事別	期首手持 工事高 (百万円)	当期受注 工事高 (百万円)	計 (百万円)	当期完成 工事高 (百万円)	次期繰越工事高			当期 施工高 (百万円)
						手持工事高 (百万円)	うち施工高		
							(%)	(百万円)	
前事業年度 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	土木工事	(116,852) 115,902	131,611	247,513	97,453	150,060	3.4	5,167	98,655
	建築工事	(67,152) 67,253	122,048	189,301	105,929	83,371	10.0	8,357	106,619
	合計	(184,004) 183,155	253,659	436,815	203,383	233,431	5.8	13,525	205,275
当事業年度 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	土木工事	(150,060) 148,749	108,929	257,679	100,869	156,809	1.7	2,690	98,392
	建築工事	(83,371) 83,400	97,335	180,736	107,273	73,463	9.3	6,865	105,780
	合計	(233,431) 232,150	206,265	438,416	208,142	230,273	4.1	9,555	204,172

(注) 1 期首手持工事高の上段( )内表示額は、期首における前期末繰越工事高を表し、下段表示額は為替の影響を受ける海外工事について換算修正したものである。

2 期首手持工事で、契約の更改により請負金額に変更があるものについては、当期受注工事高にその増減額を含む。したがって当期完成工事高にもかかる増減額が含まれる。

3 次期繰越工事高の施工高は、手持工事ごとの進捗度により算出したものである。

4 受注工事高のうち海外工事の割合は前事業年度11.1%、当事業年度9.0%で、そのうち主なものは、次のとおりである。

前事業年度	Uniden Vietnam Ltd.	ユニデンベトナム工場新築工事
当事業年度	ネパール公共計画事業省 道路局	カトマンズ～バクタプール間道路改修計画

#### (2) 受注工事高の受注方法別比率

工事の受注方法は、特命と競争に大別される。

期別	区分	特命(%)	競争(%)	計(%)
前事業年度 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	土木工事	9.1	90.9	100.0
	建築工事	54.3	45.7	100.0
当事業年度 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	土木工事	24.1	75.9	100.0
	建築工事	42.6	57.4	100.0

(注) 百分比は請負金額比である。

(3) 完成工事高

期別	区分	国内		海外 (A) (百万円)	海外 (A)/(B) (%)	計 (B) (百万円)
		官公庁 (百万円)	民間 (百万円)			
前事業年度 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	土木工事	48,206	30,556	18,690	19.2	97,453
	建築工事	7,322	81,539	17,067	16.1	105,929
	合計	55,529	112,096	35,757	17.6	203,383
当事業年度 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	土木工事	54,248	32,609	14,012	13.9	100,869
	建築工事	5,027	91,243	11,002	10.3	107,273
	合計	59,275	123,852	25,014	12.0	208,142

(注) 1 海外工事の地域別割合は、次のとおりである。

地域	前事業年度(%)	当事業年度(%)
東南アジア	58.8	36.9
北米	15.4	25.0
中近東・アフリカ	10.4	25.4
中南米	8.0	8.0
その他	7.4	4.7
計	100.0	100.0

2 完成工事のうち主なものは、次のとおりである。

前事業年度の主なもの

ベトナム電力公社	ダイニン水力発電プロジェクトCW2ダム工事
国土交通省関東地方整備局	さがみ縦貫上依知第2トンネル工事
三井不動産レジデンシャル(株)	(仮称)浦安市東野一丁目計画新築工事
オリックス不動産(株)	(仮称)厚木物流配送センター新築工事
(学)奈良学園	学研なら登美ヶ丘「学び街」プロジェクトPP・P・M・C棟新築工事

当事業年度の主なもの

首都高速道路(株)	SJ62工区(1)トンネル工事
東日本旅客鉄道(株)東京支社 福島県	中央線東中野駅付近桜川橋改築・首都高交差部建設1 かんがい排水(一般型)第1401号工事富岡地区(滝川ダム本体工 事)
HONDA VIETNAM CO., Ltd. (株)NIPOコーポレーション	ホンダベトナム2輪第2工場増築工事 (仮称)アーバス立川高松駅前ビル新築工事

3 前事業年度、当事業年度ともに完成工事高総額に対する割合が100分の10以上の相手先はない。

(4) 手持工事高 (平成21年3月31日現在)

区分	官公庁(百万円)	民間(百万円)	計(百万円)
土木工事	129,360	27,449	156,809
建築工事	13,699	59,764	73,463
合計	143,059	87,213	230,273

手持工事のうち主なもの

アルジェリア公共事業省 高速道路公団	アルジェリア東西高速道路東工区	平成22年1月完成予定
国土交通省東北地方整備局	長井ダム本体建設第1工事	平成23年3月完成予定
首都高速道路(株)	中央環状品川線大橋連結路工事	平成25年6月完成予定
全国農業協同組合連合会	(仮称)久喜新病院建設工事	平成22年11月完成予定
三菱ガス化学(株)	TTPプロジェクト建築工事	平成22年1月完成予定

### 3 【対処すべき課題】

今後の国内景気の見通しについては、在庫調整の進展による回復が期待されるが、生産活動の停滞による大幅な雇用調整が引き続き懸念され、世界景気の下振れリスクも依然として存在するなど、先行き不透明な状態が続くと予想される。

また、建設産業においては、大型経済対策への期待はあるが、設備投資の減少や不動産不況による民間建設市場の縮小が続く中、受注競争がより一段と激化していくと思われ、採算性の向上・経費削減などの企業努力が一層求められている。

当社では、このような経営環境の変化に対応していくため、平成20年3月に「新時代に『ハザマを築く』」をテーマに掲げる中期経営計画「ハザマ第3次中期計画」を策定し、事業基盤・事業戦略の確立と将来に向けた諸施策を鋭意実行している。

なお、「ハザマ第3次中期計画」の概要は以下の通りである。

テーマ：新時代に「ハザマを築く」～技術力・現場力で「攻めの挑戦」～

- ・確かな成長への足がかり
- ・人を育て競争を勝ち抜く
- ・継続的な企業価値の向上
- 計画期間～将来に向けた舵取り～
- ・第6期～第8期（平成20年4月～平成23年3月）
- 利益確保と安定化～採算性を最優先に事業規模を確保～
- ・徹底した選択と集中
- ・経営資源の最適化
- ・財務体質の充実
- 「技術のハザマ」の展開～顧客ニーズに技術で応える～
- ・高い技術で顧客の満足
- ・卓抜した技術者集団の発揮
- ・人材に積極的な投資
- ・協力会社とのパートナーシップ
- アライアンス等
- CSRへの取組

当社グループは、企業経営の根幹をなす「継続的な企業価値の向上」のため、当連結会計年度の業績や対処すべき課題を踏まえ、中期計画の各施策をさらに推し進め、選択と集中の徹底や経営資源の最適化を通じて、利益確保と安定化に努めていく。

### 4 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがある。

なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末（平成21年3月31日）現在において当社グループが判断したものである。

#### （1）業界動向

##### 建設業界の環境変化によるリスク

当社グループの事業環境を悪化させる要因として、さらなる公共事業の縮小や国内外の経済情勢の後退による民間設備投資の縮小などが発生した場合には、当社の経営成績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。

##### 建設業界の競争激化によるリスク

当社グループは、建設事業を営む多数の事業者と競合しており、競合他社との間で価格競争が激化し、その期間が長期化した場合は、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。

( 2 ) 海外事業について

海外事業展開に係るリスク

当社グループは、東南アジア、米州をはじめとした諸外国において事業を行っている。

海外事業において、以下のようなリスクが顕在化した場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性がある。

- ・各国の法規制・税制の予期せぬ変化に伴うリスク
- ・各国における経済状態の悪化やテロ・戦争・暴動等の発生およびその国の政情不安、社会情勢の変化によるリスク
- ・為替相場の変動により、外貨建ての資産・負債・収益・費用の円換算額が変動するリスク

( 3 ) 当社発行の優先株式について

当社の優先株式は平成20年12月25日以降、種類毎に区々に設定されている転換期間中に普通株式へ転換することが可能となっている。当該普通株式が株式市場で売却された場合には、需給次第で当社の普通株式の価格に影響を与える可能性がある。

( 4 ) 訴訟事件等の発生に係るリスク

全国トンネルじん肺訴訟について

現在、当社を含む多数の建設会社を被告とする全国トンネルじん肺訴訟が、全国11地方裁判所に提訴され審理中である。審理の結果によっては、当社の業績はその影響を受ける可能性がある。

アスベスト問題について

当社グループは施工及び解体等の作業におけるアスベスト対策について十分な配慮を施していることから、業績等に影響を与えることはないものと判断しているが、想定を超える問題が生じた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。

過去の訴訟に係るリスク

現在、当社の元親会社である青山管財株式会社を被告とする訴訟案件があるが、同訴訟案件の原告が、当社が青山管財から分割された会社であることを根拠に同訴訟案件について当社を提訴した場合には、損害賠償金の負担等により、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。

( 5 ) 当社の事業推進に係るリスク

資材価格の変動リスク

当社グループは資材の調達について、安定的、かつ安価な調達を可能にするように取り組んでいるが、急激な市況の高騰により資材供給の逼迫、納期の遅延等が発生し、当社グループの生産活動に大きな支障をきたす場合、もしくは製造コストが急激に上昇する場合は、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。

資金調達に係るリスク

当社グループの業績や財務状況の悪化、風説・風評の流布等が発生した場合、あるいは国内の景気悪化や金融システム不安等により資金調達市場が縮小した場合には、通常より著しく高い金利での資金調達が余儀なくされる可能性がある。その結果、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。

#### 借入金に係る制限条項について

当社の借入金のうちシンジケートローン45.5億円(平成21年3月末残高)については、各年度の決算期及び中間期の末日における連結及び個別の純資産額が一定の水準以上に維持されること、各年度の決算期における連結及び個別の経常損益が2期連続して損失とならないことなどの制限条項が設定されており、当該条項に抵触した場合には、返済期限前にシンジケートローンの元本及び利息を返済する義務が発生する可能性があり、かかる状況が発生した場合は、資金繰りに支障が生じ、財政状態等に影響を与えることもある。

#### 金利変動リスク

当社グループは、主に運転資金のために平成21年3月末連結ベースで214億81百万円の有利子負債がある。金融市場の逼迫、金融政策の変更、信用リスクの増大等により金利が上昇した場合、資金調達コストの増大により当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。

#### 退職給付債務等の変動による追加的損失の発生リスク

当社グループの退職給付費用及び債務は、年金資産の期待運用利回りや将来の退職給付債務算出に用いる年金数理上の前提条件に基づいて算出しているが、実際の結果が前提条件と異なる場合、または前提条件に変更があった場合等には、数理計算上の差異の償却を通して追加的損失が発生する可能性がある。また、当社グループの退職給付制度を改定した場合にも、追加的負担が発生する可能性がある。その結果、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。

#### 固定資産の資産価格変動リスク

当社グループは、研究所施設、事業所等で土地や建物を保有しているほか、建設機械を保有している。地価の下落、不動産市況の需給緩和、建設機械市場の低迷等によりこれらの固定資産の価値が低下した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。

#### 有価証券の価格変動リスク

当社グループは市場性のある株式等の有価証券を保有している。当該有価証券の株価が大幅に下落した場合は評価損が発生し、売却した場合は売却損が発生するなど、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。

#### 繰延税金資産に係るリスク

繰延税金資産については、現行の会計基準に従い、現時点において想定される様々な予測・仮定を前提に将来の課税所得見積りを合理的に行った上で計上しているが、実際の課税所得が想定と異なること等により、繰延税金資産が減少し、自己資本比率が低下する可能性がある。また、計上している繰延税金資産については、今後の利益(課税所得)をもって全額回収可能と考えているが制度面の変更等によっては、一部取崩しを求められる可能性がある。

### (6) 取引先等の信用リスクに係るもの

#### 取引先等の信用リスクに係るもの

当社グループの主たる事業である建設請負業においては、多額の工事請負代金の立替が発生する可能性がある。

また、多数の施工協力会社及び共同企業体を構成する同業他社との取引があり、これら取引先等の信用不安などが顕在化した場合には、資金の回収不能や施工の遅れ、または追加費用の発生などにより業績に影響を及ぼす可能性がある。

#### 手付金等保証に係るリスク

当社グループは、共同住宅等建設工事の発注者が、共同住宅の入居予定者から手付金等を預かるに際して同手付金等に対して債務保証をすることがある。同発注者の経営状況や財務状況等が悪化した場合には、当社グループが保証履行をすることになり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。

### (7) 当社の管理面に係るリスク

#### 法令違反等の発生によるリスク

当社グループは、国内において事業活動を行う上で、会社法、金融商品取引法、独占禁止法等、会社経営に係る一般的な法令諸規制や、建設業法、建築基準法、宅建業法等の建設業関連法令諸規制の適用を受けている。また、海外での事業活動については、それぞれの国や地域の法令諸規制の適用も受けている。当社グループは、役職員に対するコンプライアンスの徹底や法令リスク管理等を行っているが、これらの法令諸規制の違反が発生した場合には、当社グループの事業運営や、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。

#### 業務リスクの顕在化によるリスク

当社グループは、業務の遂行に際して、役職員による不正確な業務、あるいは不正や過失等に起因する不適切な業務が行われることにより損失が発生しないよう、管理職の指導強化や管理者の育成に努めているが、重大な業務リスクが発生した場合には、当社グループの業務運営や、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。

#### 情報漏洩等の発生によるリスク

当社グループは、取引のある法人及び個人の情報を保有している。これらの重要な情報が外部へ漏洩した場合には、当社グループの社会的信用の低下を招くだけでなく、当社グループの業務運営への支障や、損害賠償請求等の発生により当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。

#### 工事目的物の欠陥リスク

当社グループは工事目的物の品質管理には万全を期しているが、欠陥が発生した場合には、お客様に対する信頼を失うとともに、瑕疵担保責任が生じることもあり、その際には経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。

#### 災害や事故によるリスク

当社グループは多くの施工現場を有しており、労働災害や人為的な操業事故を未然に防止するため、様々な安全対策の徹底を図っている。しかしながら、何らかの人為的な原因で操業事故等が発生した場合、あるいは、地震等の自然災害による事故が発生した場合は、当社グループの業績に影響を与える可能性がある。

## 5 【経営上の重要な契約等】

平成18年1月27日に安藤建設株式会社との更なる関係強化と事業シナジーの創出を目指し、資本業務提携の強化に関する契約を締結した。

## 6 【研究開発活動】

### (建設事業)

当社グループは、常に「社会の一員としてひとりひとりの価値創造を活かし、豊かな未来の実現に貢献する」を基本理念として、土木・建築・環境分野を柱に、さらなる品質の安定と十分な顧客満足を確保するべく積極的に技術・研究開発活動を推進し、その成果の展開に取り組んでいる。

当連結会計年度における研究開発への投資総額は約16億円（消費税等抜き）である。この中には、社外からの受託研究に係わる費用約3億円が含まれている。当連結会計年度における主な研究成果等は次のとおりである。

#### (1) 都市型建設機械（クアトロ・サイドカッター機）によるCSM工法を確立

近年、環境に対する配慮として、掘削による建設発生土や産業廃棄物となる建設汚泥の排出量が少ない工法が求められている。また、大都市部の地下プロジェクトはより深い位置に構造物を構築する“大深度化”が進み、大深度に存在する硬い地盤への対策も必要となる。さらに、大都市部での工事では、地上交通を阻害せず、周辺住民にも不安感や圧迫感を与えない、よりコンパクトな建設機械へのニーズが高まっている。これらの課題を一気に解決する手段として、ドイツ建機メーカー パウアーマシーネン社と協力して、土留め壁を昼間常設作業帯（幅6m）で施工が可能（他の一般的工法で必要な作業幅は約11m）でコンパクトな形状であるクアトロ・サイドカッター機を開発・導入し、CSM工法を確立した。CSM工法とは、高い掘削性能を有するカッター（Cutter）を用いて土（Soil）とセメント系懸濁液を地中で攪拌（Mixing）し、等壁厚のソイルセメント壁体を造成する工法である。

当社は当工法を技術提案し、首都高速道路株式会社発注の「首都高速道路中央環状品川線大橋連結路工事」において採用された。今後も同様の都市地下工事へ積極的に展開していく予定である。

#### (2) ハイブリッド工法を実用化

柱を鉄筋コンクリート造、大梁を鉄骨造とするハイブリッド工法は、圧縮力に強い鉄筋コンクリートを柱に、軽量で強度の強い鉄骨を梁に用いるため、それぞれの構造部材の特長を生かした合理的な工法であり、長スパンで大きな床積載荷重が要求される物流倉庫などで多く採用されている。さらに、同工法は、鉄骨造に比べて経済性に優れ、鉄筋コンクリート造に比べ長スパン化や工期短縮が可能である。

当社は、より多様なニーズに応えるため、このハイブリッド工法についても設計・施工方法を整備し、現在計画中の大型物流倉庫への展開を予定している。同工法の実用化により、今後は、鉄骨造、フラットスラブ構造と併せて、経済性・工期なども考慮して最も適当な工法による機能的・効率的な大型物流倉庫の提案を行い、さらに開発を進め、物流倉庫以外にも工場やショッピングセンターなど、工法の特徴を活かせる建物への展開を図る予定である。

#### (3) 解体コンクリート塊を高強度・高品質の地盤改良体として再利用する「Grand-M工法」（ガランダム工法）を開発～（財）日本建築センターの技術審査証明を取得～

この工法は、高度成長期に建てられた建物の建替が今後ピークを迎えることを踏まえ、古い建物の解体工事から発生するコンクリートのガラを現場内で再利用し、新しい建物を支持する地盤として蘇らせる技術である。本来、産業廃棄物として場外処分すべきコンクリートのガラを改良体の体積の60%～70%まで混入できるので、リサイクル率の向上に資することができ、（財）日本建築センターの技術審査証明を取得した。資源の有効活用はもとより搬出のための車両台数を削減でき、使用燃料、CO<sub>2</sub>排出量、周辺環境への影響も低減できることから、今後、環境負荷低減工法として広く展開を図る予定である。

### (その他の事業)

当連結会計年度は、研究開発活動は特段行われていない。

## 7 【財政状態及び経営成績の分析】

文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末（平成21年3月31日）現在において当社グループが判断したものである。

### （1）重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されている。

この連結財務諸表の作成にあたって、当社グループは本業である建設事業の完成工事高の計上基準について、原則的に工事進行基準を採用している。

完成工事高の計上基準として、工事進行基準を採用している理由は、各事業年度の経営成績を適正かつ適時に表わすことができること、国際的にも工事進行基準を採用する方向にあることなどから、完成工事高の計上基準として合理的であると考えられることによるものである。

工事進行基準による完成工事高は、請負金額、工事総原価の見積りにより計上されることから、各事業年度末に工事進行基準採用工事毎に、請負金額、工事総原価について合理的に見直しを実施し、見積り要素に占める不確実性を排除している。

なお、当連結会計年度における工事進行基準による完成工事高は1,449億円、完成工事原価は1,346億円である。

### （2）当連結会計年度の経営成績の分析

当社グループの当連結会計年度の経営成績は、売上高は当社の完成工事高が対前連結会計年度比2.3%の増加となったこと等により、前連結会計年度比1.5%増加の2,242億円となった。また、売上総利益は、完成工事総利益率が0.6%改善したこと等から前連結会計年度比10.0%増加の167億円となった。

営業利益は、売上総利益の増加により、前連結会計年度比0.1%増加の44億円となった。

営業外収支は前連結会計年度に比べ為替差損が増加したものの、会計処理の変更の影響等により2億円改善し、経常利益は26億円と前連結会計年度比10.6%の増加となった。

特別損益は投資有価証券等の売却益を計上したものの、不動産デベロッパーの破綻等による貸倒引当金繰入額の計上を余儀なくされ、前連結会計年度に比べ12億円悪化した。

以上により、当期純利益は10億円と前連結会計年度比18.8%の増加となった。

### （3）経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループの本業である建設事業は、景気動向の影響を比較的受けやすい傾向にある。在庫調整の進展による景気回復期待はあるものの、企業活動水準の低迷によって設備投資の延期や縮小が続き、また、不動産需給バランスの悪化によってオフィス、商業施設、住宅等への投資も総じて低調に推移するものと予想される。一方、官庁建設投資は、このところ大型経済対策の効果が見られ、堅調に推移するものと予想される。

当連結会計年度における提出会社単体ベースの完成工事高のうち、国内官公庁工事の割合は28.5%を占めており、公共事業投資が大幅に削減された場合は、当社グループの業績に影響を与える要因となる。

また、当連結会計年度における連結売上高に対する海外売上高は11.2%を占めており、為替相場の急激な変動や進出国の政情・経済状況の変化によっては、当社グループの業績に影響を与える可能性がある。

#### (4) 戦略的現状と見通し

外的環境の変化が継続しているなか、将来を見据えたより踏み込んだ対応をしていくため、当社は平成20年3月に「ハザマ第3次中期計画」を策定した。

当社グループは、技術と現場に軸足を置き、施工管理・現場支援に注力して安全・品質を徹底し、技術力・現場力で「攻めの挑戦」を進め、新時代にハザマを築いていく。

#### (5) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループの資金状況は、営業活動によるキャッシュ・フローでは、3億円のマイナスとなった。主な内訳は、税金等調整前当期純利益15億円、貸倒引当金の増減額の調整20億円計上、未払消費税等の増加25億円、仕入債務の増加58億円、売上債権の増加72億円、未成工事受入金の減少50億円などである。

投資活動によるキャッシュ・フローでは、31億円のプラスとなった。主な内訳は、有価証券及び投資有価証券の売却による収入32億円等である。

財務活動によるキャッシュ・フローでは、23億円のマイナスとなった。これは、長期借入金の返済等によるものである。

以上により、現金及び現金同等物の期末残高は、期首残高と比較してほぼ同等の256億円となった。

#### (6) 経営者の問題認識と今後の方針について

景気後退が鮮明になるなか、受注競争の激化が収益を圧迫し、また、為替市場や資材市況が不安定に推移するなど、経営環境は一段と厳しくなっている。さらに、公共工事における入札制度の改革など、外的環境の変化が続いている。

このような変化に対し、技術・現場に裏付けられた対応が求められている。第3次中期計画では、徹底した選択と集中、経営資源の最適化で採算性を最優先に事業規模を確保し、利益の確保と安定化を図っていく。また、技術力、現場力で顧客ニーズに応え、「技術のハザマ」を展開していく。

さらに、アライアンス、CSRに継続して取り組み、継続的な企業価値の向上を推進していく。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

##### (建設事業)

当連結会計年度は、支店移転関連投資、基幹業務の基盤整備を目指した情報システム投資を中心に行い、その総額は約2億円であった。

##### (その他の事業)

当連結会計年度は、特段の設備投資は行われていない。

(注) 「第3設備の状況」における各事項の記載については、消費税等抜きの金額を表示している。

#### 2 【主要な設備の状況】

##### (1) 提出会社

平成21年3月31日現在

事業所名 (所在地)	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
	建物・ 構築物 (賃借料)	機械・運搬 具・工具器 具備品	土地		リース資産	合計	
			土地：㎡ (賃借面積)	金額 (賃借料)			
本店 (東京都港区) 1	2,448 (741)	205	51,164	3,204	3	5,860	926
技術研究所 (茨城県つくば市) 2	2,453	223	55,397 (20,540)	5,125 (36)		7,802	29
東北支店 (仙台市青葉区)	391	4	3,089	2,647		3,043	203
大阪支店 (大阪市北区)	455 (62)	30	16,254	1,487		1,972	204
九州支店 (福岡市中央区)	160 (30)	16	18,519	791		967	173

##### (2) 国内子会社

平成21年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
			建物・ 構築物	機械・運搬 具・工具器 具備品	土地		リース 資産	合計	
					土地：㎡ (賃借面積)	金額 (賃借料)			
ハザマ興業(株)	本店他 (東京都江東区)	その他の事業	109	114	26,146	512		736	215
青山機工(株)	本店他 (東京都江東区)	建設事業	4	230	39,410	113		348	131

- (注) 1 帳簿価額に建設仮勘定は含まない。
- 2 提出会社は建設事業の他にその他の事業を営んでいるが、大半の設備は建設事業又は共通的に使用されているので、事業の種類別セグメントに分類せず、主要な事業所ごとに一括して記載している。
- 3 提出会社は、土地及び建物の一部を連結会社以外から賃借している。建物については当連結会計年度の賃借料を「建物・構築物」欄の( )内に外書きしている。また、土地については、「土地」欄の( )内に賃借面積及び当連結会計年度の賃借料を外書きしている。
- 4 1 提出会社の本店には、関東土木支店、東京建築第一支店及び東京建築第二支店（平成21年4月に東京建築第一支店・東京建築第二支店を廃し、東京建築支店を設置）を含んでいる。
- 5 2 提出会社の技術研究所は、建設事業における施工技術などの研究開発施設である。他の施設は、提出会社・子会社ともに事業用施設(事務所ビルほか)である。
- 6 主要な土地・建物で賃貸中のものはない。

### 3 【設備の新設、除却等の計画】

#### (建設事業)

保有施設については、必要に応じて更新投資を進めて有効利用を促進し、また情報関連設備及び技術研究開発には継続して投資を行う予定だが、重要な設備の新設及び除却等の計画はない。

#### (その他の事業)

設備の新設及び除却等の計画はない。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	397,250,000
第 種優先株式	750,000
第 種優先株式	875,000
第 種優先株式	875,000
第 種優先株式	250,000
計	400,000,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成21年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年6月29日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	100,000,000	100,000,000	東京証券取引所 (市場第一部)	株主としての権利内容に制限 のない、標準となる株式 単 元株式数は100株
第 種優先株式	750,000	750,000		1 単元株式数は100株
第 種優先株式	875,000	875,000		2 単元株式数は100株
第 種優先株式	875,000	875,000		3 単元株式数は100株
第 種優先株式	250,000	250,000		4 単元株式数は100株
計	102,750,000	102,750,000		

- (注) 1. 上記株式に関して、会社法第322条第2項に規定する定款の定めはない。  
2. 第 種、第 種、第 種及び第 種優先株式については、剰余金の配当が普通株式に優先すること等の理由から株主総会において議決権を有しないこととなっている。

1、2、3 第 種、第 種及び第 種優先株式は、現物出資（借入金の株式化）によって発行されている。

1 第 種優先株式の内容は次のとおりである。

#### (1) 優先配当金

##### 第 種優先配当金

当社は、剰余金の配当を行うときは、第 種優先株式を有する株主（以下「第 種優先株主」という。）または第 種優先株式の登録株式質権者（以下「第 種優先登録質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録質権者」という。）に先立ち、第 種優先株式1株につき下記 に定める額の剰余金（以下「第 種優先配当金」という。）を支払う。

#### 優先配当金の額

1株あたりの第 種優先配当金の額は、第 種優先株式の発行価額（4,000円）に、それぞれの事業年度毎に下記の配当年率（以下「第 種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額とする。ただし、初年度の第 種優先配当金については、配当起算日から事業年度の最終日までの日数（初日および最終日を含む。）で日割り計算した額とする。

第 種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、計算の結果が400円を超える場合は、第 種優先配当金の額は400円とする。

第 種優先配当年率は、平成15年12月25日以降、次回配当年率修正日（下記に定義される。）の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

第 種優先配当年率 = 日本円TIBOR（1年物） + 1.500%

第 種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「配当年率修正日」は、平成15年12月25日以降の毎年4月1日とする。当日が銀行休業日の場合は前営業日を配当年率修正日とする。

「日本円TIBOR（1年物）」とは、平成15年12月25日または各配当年率修正日において、午前11時における日本円1年物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR（1年物）が公表されていない場合は、同日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート（ユーロ円LIBOR 1年物（360日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR（1年物）に代えて用いるものとする。

#### 非累積条項

ある事業年度において第 種優先株主または第 種優先登録質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第 種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

#### 非参加条項

第 種優先株主または第 種優先登録質権者に対しては、第 種優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

#### (2) 残余財産の分配

当会社の残余財産の分配をするときは、第 種優先株主または第 種優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第 種優先株式1株につき4,000円を支払う。第 種優先株主または第 種優先登録質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配を行わない。

#### (3) 議決権

第 種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

#### (4) 募集株式の割当て

当会社は、法令の定める場合を除き、第 種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第 種優先株主に対し、募集株式の割当てを受ける権利もしくは募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当てもしくは新株予約権無償割当ては行わない。

#### (5) 普通株式を対価とする取得請求権

取得を請求し得べき期間

第 種優先株式の取得を請求し得べき期間は、平成20年12月25日から平成35年12月24日までとする。

取得の条件

第 種優先株主は、上記の期間中、1株につき下記(イ)ないし(ハ)に定める取得価額により、当会社に対して、当会社の普通株式の交付と引き換えに第 種優先株式を取得することを請求することができる。

#### (イ)当初取得価額

当初取得価額は、平成16年1月1日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

#### (ロ)取得価額の修正

取得価額は、平成21年10月1日以降平成35年10月1日まで、毎年10月1日（以下それぞれ「取得価額修正日」という。）に、各取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（以下それぞれ「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数は除く。）に修正される（修正後取得価額は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。なお、上記の時価算定期間に、下記(ハ)で定める取得価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記(ハ)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。）。ただし、上記計算の結果、修正後取得価額が当初取得価額（ただし、下記(ハ)により調整される。）の75%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。以下「下限取得価額」という。ただし、下記(ハ)により調整される。）を下回る場合には下限取得価額をもって、また、修正後取得価額が当初取得価額（ただし、下記(ハ)により調整される。）を上回る場合には当初取得価額（ただし、下記(ハ)により調整される。）をもって修正後取得価額とする。

(八)取得価額の調整

- a. 第 種優先株式発行後、次のいずれかに該当する場合には、取得価額を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する。取得価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を切り上げる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

- ( ) 取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合（自己株式を処分する場合を含む。）、調整後取得価額は、払込みの翌日以降、または募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。処分される自己株式の数は取得価額調整式における「新規発行普通株式数」に算入される。
- ( ) 株式の分割（無償割当てを含む。）により普通株式を発行する場合、調整後取得価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金の額を増加することを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該剰余金の額を減少して資本金の額を増加することの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための基準日とする場合には、調整後取得価額は、当該剰余金の額を減少して資本金の額を増加することの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。
- ( ) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社が取得するのと引き換えに普通株式の交付を請求することができる株式または権利行使により交付される普通株式 1 株あたりの払込金額（ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の額の合計額の普通株式 1 株当たりの額により算出されるものとする。）が取得価額調整式に使用する時価を下回ることとなる新株予約権を行使できる証券（権利）を発行する場合、調整後取得価額は、その証券（権利）の発行日に、または募集のための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される証券（権利）の全額が取得またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降またはその基準日の翌日以降これを適用する。以後の調整においては、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される（下記( )も同様とする。）。
- ( ) 当会社が取得するのと引き換えに普通株式の交付を請求することができる株式または新株予約権を行使できる証券（権利）であって、取得価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず発行日以降の一定の日（以下「価額決定日」という。）の時価を基準として決定されるものを発行した場合において、決定された取得価額または権利行使により発行される普通株式 1 株あたりの払込金額（ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の額の合計額の普通株式 1 株当たりの額により算出されるものとする。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合、調整後取得価額は、当該価額決定日の時点で残存する証券（権利）の全額が取得またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。
- b. 上記 a に掲げる場合のほか、合併、資本金の額の減少または普通株式の併合等により取得価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する取得価額により変更される。
- c. 取得価額調整式に使用する 1 株あたりの時価は、調整後取得価額を適用する日（ただし、上記 a ( ) ただし書きの場合には基準日）に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を切り上げる。なお、上記 45 取引日の間に、上記 a または b で定める取得価額の調整事由が生じた場合には、取得価額調整式で使用する時価（当該平均値）は、取締役会が適当と判断する価額に調整される。
- d. 取得価額調整式に使用する調整前取得価額は、調整後取得価額を適用する前日において有効な取得価額とし、また、取得価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、または、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の 1 ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数とする。なお、処分される自己株式の数は取得価額調整式に使用する既発行普通株式数からは控除される。
- e. 取得価額調整式に使用する 1 株あたりの払込金額とは、それぞれ以下のとおりとする。
- ( ) 上記 a ( ) の時価を下回る払込金額をもって募集株式の発行等をする場合には、当該払込金額（金銭以外の財産による払込みの場合にはその適正な評価額）
- ( ) 上記 a ( ) の株式の分割により普通株式を発行する場合は 0 円

- ( ) 上記 a ( ) の時価を下回る価額をもって当社が取得するのと引き換えに普通株式の交付を請求することができる株式または a ( ) で定める内容の新株予約権を行使できる証券 ( 権利 ) を交付する場合は、当該取得価額または当該新株予約権の行使により交付される普通株式 1 株あたりの払込金額 ( ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の額の合計額の普通株式 1 株当たりの額により算定されるものとする。 )
- ( ) 上記 a ( ) の場合は、価額決定日に決定された取得価額または新株予約権の行使により交付される普通株式 1 株あたりの払込金額 ( ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の額の合計額の普通株式 1 株当たりの額により算定されるものとする。 )

取得請求により交付すべき普通株式数

第 種優先株式の取得請求により交付すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得請求により交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第 種優先株主が取得請求のために提出した第 種優先株式の発行価額の総額}}{\text{取得価額}}$$

取得請求により交付すべき普通株式数の算出にあたっては、1 株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

取得請求により交付する株式の内容

当社普通株式

取得請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

取得効力の発生

取得の効力は、取得請求書が上記 に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。

取得請求による普通株式の交付後第 1 回目の配当

第 種優先株式の取得請求により交付された普通株式に対する最初の剰余金の配当は、取得請求または下記 (6) に記載する一斉取得がなされたときに属する事業年度の始めにおいて取得があったものとみなしてこれを支払う。

#### (6) 第 種優先株式の一斉取得

取得を請求し得べき期間中取得請求のなかった第 種優先株式は、同期間の末日の翌日 ( 以下「一斉取得日」という。 ) をもって、当社が当該株式の全部を取得するのと引き換えに、第 種優先株主に対し、第 種優先株式 1 株の払込金相当額を、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値 ( 気配表示を含む。 ) の平均値 ( 終値のない日数は除く。以下「一斉取得価額」という。 ) で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を切り上げる。

この場合、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合には下限取得価額をもって、また、一斉取得価額が上限取得価額を上回る場合には上限取得価額をもって一斉取得価額とする。上限取得価額とは、当初取得価額に等しい金額 ( ただし、上記 (5) ( 八 ) により調整される。 ) をいう。

前記の普通株式数の算出にあたって 1 株に満たない端数が生じたときは、会社法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。

#### (7) 優先順位

当社の発行する各種の優先株式の優先配当金ならびに残余財産の分配の支払順位は、第 種累積未払配当金を除き同順位とする。

## 2 第 種優先株式の内容は次のとおりである。

### (1) 優先配当金

#### 第 種優先配当金

当社は、剰余金の配当を行うときは、第 種優先株式を有する株主 ( 以下「第 種優先株主」という。 ) または第 種優先株式の登録株式質権者 ( 以下「第 種優先登録質権者」という。 ) に対し、普通株式を有する株主 ( 以下「普通株主」という。 ) または普通株式の登録株式質権者 ( 以下「普通登録質権者」という。 ) に先立ち、第 種優先株式 1 株につき下記 に定める額の剰余金 ( 以下「第 種優先配当金」という。 ) を支払う。

#### 優先配当金の額

1株あたりの第 種優先配当金の額は、第 種優先株式の発行価額（4,000円）に、それぞれの事業年度毎に下記の配当年率（以下「第 種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額とする。ただし、初年度の第 種優先配当金については、配当起算日から事業年度の最終日までの日数（初日および最終日を含む。）で日割り計算した額とする。

第 種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、計算の結果が400円を超える場合は、第 種優先配当金の額は400円とする。

第 種優先配当年率は、平成15年12月25日以降、次回配当年率修正日（下記に定義される。）の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

第 種優先配当年率 = 日本円TIBOR（1年物） + 1.750%

第 種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「配当年率修正日」は、平成15年12月25日以降の毎年4月1日とする。当日が銀行休業日の場合は前営業日を配当年率修正日とする。

「日本円TIBOR（1年物）」とは、平成15年12月25日または各配当年率修正日において、午前11時における日本円1年物トーカー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR（1年物）が公表されていない場合は、同日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート（ユーロ円LIBOR 1年物（360日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR（1年物）に代えて用いるものとする。

#### 非累積条項

ある事業年度において第 種優先株主または第 種優先登録質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第 種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

#### 非参加条項

第 種優先株主または第 種優先登録質権者に対しては、第 種優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

#### (2) 残余財産の分配

当会社の残余財産の分配をするときは、第 種優先株主または第 種優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第 種優先株式1株につき4,000円を支払う。第 種優先株主または第 種優先登録質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配を行わない。

#### (3) 議決権

第 種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

#### (4) 募集株式の割当て

当会社は、法令に定める場合を除き、第 種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第 種優先株主に対し、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

#### (5) 普通株式を対価とする取得請求権

取得を請求し得べき期間

第 種優先株式の取得を請求し得べき期間は、平成22年12月25日から平成37年12月24日までとする。

取得の条件

第 種優先株主は、上記の期間中、1株につき下記(イ)ないし(ハ)に定める取得価額により、当会社に対して、当会社の普通株式の交付と引き換えに第 種優先株式を取得することを請求することができる。

#### (イ)当初取得価額

当初取得価額は、平成16年1月1日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

#### (ロ)取得価額の修正

取得価額は、平成23年10月1日以降平成37年10月1日まで、毎年10月1日（以下それぞれ「取得価額修正日」という。）に、各取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（以下それぞれ「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数は除く。）に修正される（修正後取得価額は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。なお、上記の時価算定期間に、下記(ハ)で定める取得価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記(ハ)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。）。ただし、上記計算の結果、修正後取得価額が当初取得価額（ただし、下記(ハ)により調整される。）の70%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。以下「下限取得価額」という。ただし、下記(ハ)により調整される。）を下回る場合には下限取得価額をもって、また、修正後取得価額が当初取得価額（ただし、下記(ハ)により調整される。）を上回る場合には当初取得価額（ただし、下記(ハ)により調整される。）をもって修正後取得価額とする。

(八)取得価額の調整

- a. 第 種優先株式発行後、次のいずれかに該当する場合には、取得価額を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する。取得価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を切り上げる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

- ( ) 取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合（自己株式を処分する場合を含む。）、調整後取得価額は、払込みの翌日以降、または募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。処分される自己株式の数は取得価額調整式における「新規発行普通株式数」に算入される。
- ( ) 株式の分割（無償割当てを含む。）により普通株式を発行する場合、調整後取得価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金の額を増加することを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該剰余金の額を減少して資本金の額を増加することの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための基準日とする場合には、調整後取得価額は、当該剰余金の額を減少して資本金の額を増加することの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。
- ( ) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社が取得するのと引き換えに普通株式の交付を請求することができる株式または権利行使により交付される普通株式 1 株あたりの払込金額（ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の額の合計額の普通株式 1 株当たりの額により算出されるものとする。）が取得価額調整式に使用する時価を下回ることとなる新株予約権を行使できる証券（権利）を発行する場合、調整後取得価額は、その証券（権利）の発行日に、または募集のための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される証券（権利）の全額が取得またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降またはその基準日の翌日以降これを適用する。以後の調整においては、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される（下記( )も同様とする。）。
- ( ) 当会社が取得するのと引き換えに普通株式の交付を請求することができる株式または新株予約権を行使できる証券（権利）であって、取得価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず発行日以降の一定の日（以下「価額決定日」という。）の時価を基準として決定されるものを発行した場合において、決定された取得価額または権利行使により発行される普通株式 1 株あたりの払込金額（ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の額の合計額の普通株式 1 株当たりの額により算出されるものとする。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合、調整後取得価額は、当該価額決定日の時点で残存する証券（権利）の全額が取得またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。
- b. 上記 a に掲げる場合のほか、合併、資本金の額の減少または普通株式の併合等により取得価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する取得価額により変更される。
- c. 取得価額調整式に使用する 1 株あたりの時価は、調整後取得価額を適用する日（ただし、上記 a ( ) ただし書きの場合には基準日）に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数は除く。）とし、その計算は円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を切り上げる。なお、上記 45 取引日の間に、上記 a または b で定める取得価額の調整事由が生じた場合には、取得価額調整式で使用する時価（当該平均値）は、取締役会が適当と判断する価額に調整される。
- d. 取得価額調整式に使用する調整前取得価額は、調整後取得価額を適用する前日において有効な取得価額とし、また、取得価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、または、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の 1 ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数とする。なお、処分される自己株式の数は取得価額調整式に使用する既発行普通株式数からは控除される。
- e. 取得価額調整式に使用する 1 株あたりの払込金額とは、それぞれ以下のとおりとする。
- ( ) 上記 a ( ) の時価を下回る払込金額をもって募集株式の発行等をする場合には、当該払込金額（金銭以外の財産による払込みの場合にはその適正な評価額）
- ( ) 上記 a ( ) の株式の分割により普通株式を発行する場合は 0 円

( ) 上記 a ( ) の時価を下回る価額をもって当会社が取得すると引き換えに普通株式の交付を請求することができる株式または a ( ) で定める内容の新株予約権を行使できる証券(権利)を交付する場合は、当該取得価額または当該新株予約権の行使により交付される普通株式1株あたりの払込金額(ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の合計額の普通株式1株当たりの額により算定されるものとする。)

( ) 上記 a ( ) の場合は、価額決定日に決定された取得価額または新株予約権の行使により交付される普通株式1株あたりの払込金額(ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の合計額の普通株式1株当たりの額により算定されるものとする。)

取得請求により交付すべき普通株式数

第 種優先株式の取得請求により交付すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得請求により交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第 種優先株主が取得請求のために提出した第 種優先株式の発行価額の総額}}{\text{取得価額}}$$

取得請求により交付すべき普通株式数の算出にあたっては、1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

取得請求により交付する株式の内容

当会社普通株式

取得請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

取得効力の発生

取得の効力は、取得請求書が上記 に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。

取得請求による普通株式の交付後第1回目の配当

第 種優先株式の取得請求により交付された普通株式に対する最初の剰余金の配当は、取得請求または下記(6)に記載する一斉取得がなされたときに属する事業年度の始めにおいて取得があったものとみなしてこれを支払う。

#### (6) 第 種優先株式の一斉取得

取得を請求し得べき期間中取得請求のなかった第 種優先株式は、同期間の末日の翌日(以下「一斉取得日」という。)をもって、当会社が当該株式の全部を取得すると引き換えに、第 種優先株主に対し、第 種優先株式1株の払込金相当額を、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数は除く。以下「一斉取得価額」という。)で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

この場合、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合には下限取得価額をもって、また、一斉取得価額が上限取得価額を上回る場合には上限取得価額をもって一斉取得価額とする。上限取得価額とは、当初取得価額に等しい金額(ただし、上記(5) (ハ)により調整される。)をいう。

前記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。

#### (7) 優先順位

当会社の発行する各種の優先株式の優先配当金ならびに残余財産の分配の支払順位は、第 種累積未払配当金を除き同順位とする。

### 3 第 種優先株式の内容は次のとおりである。

#### (1) 優先配当金

##### 第 種優先配当金

当会社は、剰余金の配当を行うときは、第 種優先株式を有する株主(以下「第 種優先株主」という。)または第 種優先株式の登録株式質権者(以下「第 種優先登録質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録質権者」という。)に先立ち、第 種優先株式1株につき下記 に定める額の剰余金(以下「第 種優先配当金」という。)を支払う。

#### 優先配当金の額

1株あたりの第 種優先配当金の額は、第 種優先株式の発行価額（4,000円）に、それぞれの事業年度毎に下記の配当年率（以下「第 種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額とする。ただし、初年度の第 種優先配当金については、配当起算日から事業年度の最終日までの日数（初日および最終日を含む。）で日割り計算した額とする。

第 種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、計算の結果が400円を超える場合は、第 種優先配当金の額は400円とする。

第 種優先配当年率は、平成15年12月25日以降、次回配当年率修正日（下記に定義される。）の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

第 種優先配当年率 = 日本円TIBOR（1年物） + 2.000%

第 種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「配当年率修正日」は、平成15年12月25日以降の毎年4月1日とする。当日が銀行休業日の場合は前営業日を配当年率修正日とする。

「日本円TIBOR（1年物）」とは、平成15年12月25日または各配当年率修正日において、午前11時における日本円1年物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR（1年物）が公表されていない場合は、同日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート（ユーロ円LIBOR 1年物（360日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR（1年物）に代えて用いるものとする。

#### 累積条項

ある事業年度において、第 種優先株主または第 種優先登録質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第 種優先配当金の額に達しないときは、その不足額（以下「第 種累積未払配当金」という。）は翌事業年度に限り、第 種ないし第 種優先配当金および普通株主または普通登録質権者に対する剰余金の配当に先立って、これを第 種優先株主または第 種優先登録質権者に対して支払う。

#### 参加条項

第 種優先配当金が支払われた後に残余利益があるときは、普通株主または普通登録質権者に対して、1株につき第 種優先配当金と同額にいたるまで剰余金の配当を行うことができ、さらに残余について剰余金の配当を行うときは、第 種優先株主または第 種優先登録質権者および普通株主または普通登録質権者に対し、1株につき同等の金額を支払う。

#### (2) 残余財産の分配

当会社の残余財産の分配をするときは、第 種優先株主または第 種優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第 種優先株式1株につき4,000円を支払う。第 種優先株主または第 種優先登録質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配を行わない。

#### (3) 議決権

第 種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

#### (4) 募集株式の割当て

当会社は、法令の定める場合を除き、第 種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第 種優先株主に対し、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当て若しくは新株予約権無償割当ては行わない。

#### (5) 普通株式を対価とする取得請求権

取得を請求し得べき期間

第 種優先株式の取得を請求し得べき期間は、平成24年12月25日から平成39年12月24日までとする。

取得の条件

第 種優先株主は、上記の期間中、1株につき下記(イ)ないし(ハ)に定める取得価額により、当会社に対して、当会社の普通株式の交付と引き換えに第 種優先株式を取得することを請求することができる。

#### (イ)当初取得価額

当初取得価額は、平成16年1月1日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

(ロ)取得価額の修正

取得価額は、平成25年10月1日以降平成39年10月1日まで、毎年10月1日（以下それぞれ「取得価額修正日」という。）に、各取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（以下それぞれ「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数は除く。）に修正される（修正後取得価額は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。なお、上記の時価算定期間内に、下記(ハ)で定める取得価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記(ハ)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。）。ただし、上記計算の結果、修正後取得価額が当初取得価額（ただし、下記(ハ)により調整される。）の70%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。以下「下限取得価額」という。ただし、下記(ハ)により調整される。）を下回る場合には下限取得価額をもって、また、修正後取得価額が当初取得価額（ただし、下記(ハ)により調整される。）を上回る場合には当初取得価額（ただし、下記(ハ)により調整される。）をもって修正後取得価額とする。

(ハ)取得価額の調整

- a. 第 種優先株式発行後、次のいずれかに該当する場合には、取得価額を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する。取得価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

- ( ) 取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合（自己株式を処分する場合を含む。）、調整後取得価額は、払込みの翌日以降、または募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。処分される自己株式の数は取得価額調整式における「新規発行普通株式数」に算入される。
- ( ) 株式の分割（無償割当てを含む。）により普通株式を発行する場合、調整後取得価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金の額を増加することを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該剰余金の額を減少して資本金の額を増加することの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための基準日とする場合には、調整後取得価額は、当該剰余金の額を減少して資本金の額を増加することの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。
- ( ) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社が取得するのと引き換えに普通株式の交付を請求することができる株式または権利行使により交付される普通株式1株あたりの払込金額（ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の額の合計額の普通株式1株当たりの額により算出されるものとする。）が取得価額調整式に使用する時価を下回ることとなる新株予約権を行使できる証券（権利）を発行する場合、調整後取得価額は、その証券（権利）の発行日に、または募集のための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される証券（権利）の全額が取得またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降またはその基準日の翌日以降これを適用する。以後の調整においては、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される（下記( )も同様とする。）。
- ( ) 当会社が取得するのと引き換えに普通株式の交付を請求することができる株式または新株予約権を行使できる証券（権利）であって、取得価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず発行日以降の一定の日（以下「価額決定日」という。）の時価を基準として決定されるものを発行した場合において、決定された取得価額または権利行使により発行される普通株式1株あたりの払込金額（ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の額の合計額の普通株式1株当たりの額により算出されるものとする。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合、調整後取得価額は、当該価額決定日の時点で残存する証券（権利）の全額が取得またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。
- b. 上記aに掲げる場合のほか、合併、資本金の額の減少または普通株式の併合等により取得価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する取得価額により変更される。

- c. 取得価額調整式に使用する1株あたりの時価は、調整後取得価額を適用する日(ただし、上記a( )ただし書きの場合には基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。なお、上記45取引日の間に、上記aまたはbで定める取得価額の調整事由が生じた場合には、取得価額調整式で使用する時価(当該平均値)は、取締役会が適当と判断する価額に調整される。
- d. 取得価額調整式に使用する調整前取得価額は、調整後取得価額を適用する前日において有効な取得価額とし、また、取得価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、または、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数とする。なお、処分される自己株式の数は取得価額調整式に使用する既発行普通株式数からは控除される。
- e. 取得価額調整式に使用する1株あたりの払込金額とは、それぞれ以下のとおりとする。
- ( ) 上記a( )の時価を下回る払込金額)をもって募集株式の発行等をする場合には、当該払込金額(金銭以外の財産による払込みの場合にはその適正な評価額)
  - ( ) 上記a( )の株式の分割により普通株式を発行する場合は0円
  - ( ) 上記a( )の時価を下回る価額をもって当社が取得するのと引き換えに普通株式の交付を請求することができる株式またはa( )で定める内容の新株予約権を行使できる証券(権利)を交付する場合は、当該取得価額または当該新株予約権の行使により交付される普通株式1株あたりの払込金額(ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の合計額の普通株式1株当たりの額により算定されるものとする。)
  - ( ) 上記a( )の場合は、価額決定日に決定された取得価額または新株予約権の行使により交付される普通株式1株あたりの払込金額(ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の合計額の普通株式1株当たりの額により算定されるものとする。)

取得請求により交付すべき普通株式数

第 種優先株式の取得請求により交付すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得請求により交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第 種優先株主が取得請求のために提出した第 種優先株式の発行価額の総額}}{\text{取得価額}}$$

取得請求により交付すべき普通株式数の算出にあたっては、1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

取得請求により交付する株式の内容

当会社普通株式

取得請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

取得効力の発生

取得の効力は、取得請求書が上記 に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。

取得請求による普通株式の交付後第1回目の配当

第 種優先株式の取得請求により交付された普通株式に対する最初の剰余金の配当は、取得の請求または下記(6)に記載する一斉取得がなされたときに属する事業年度の始めにおいて取得があったものとみなしてこれを支払う。

#### (6) 第 種優先株式の一斉取得

取得を請求し得べき期間中取得請求のなかった第 種優先株式は、同期間の末日の翌日(以下「一斉取得日」という。)をもって、当社が当該株式の全部を取得するのと引き換えに、第 種優先株主に対し、第 種優先株式1株の払込金相当額を、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数は除く。以下「一斉取得価額」という。)で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

この場合、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合には下限取得価額をもって、また、一斉取得価額が上限取得価額を上回る場合には上限取得価額をもって一斉取得価額とする。上限取得価額とは、当初取得価額に等しい金額(ただし、上記(5) (八)により調整される。)をいう。

前記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。

#### (7) 優先順位

当社の発行する各種の優先株式の優先配当金ならびに残余財産の分配の支払順位は、第 種累積未払配当金を除き同順位とする。

#### 4 第 種優先株式の内容は次のとおりである。

##### (1) 優先配当金

###### 第 種優先配当金

当社は、剰余金の配当を行うときは、第 種優先株式を有する株主（以下「第 種優先株主」という。）または第 種優先株式の登録株式質権者（以下「第 種優先登録質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録質権者」という。）に先立ち、第 種優先株式 1 株につき下記 に定める額の剰余金（以下「第 種優先配当金」という。）を支払う。

###### 優先配当金の額

1 株あたりの第 種優先配当金の額は、第 種優先株式の発行価額（4,000円）に、それぞれの事業年度毎に下記の配当率（以下「第 種優先配当率」という。）を乗じて算出した額とする。ただし、初年度の第 種優先配当金については、配当起算日から事業年度の最終日までの日数（初日および最終日を含む。）で日割り計算した額とする。

第 種優先配当金は、円位未満小数第 4 位まで算出し、その小数第 4 位を四捨五入する。ただし、計算の結果が 400円を超える場合は、第 種優先配当金の額は 400円とする。

第 種優先配当率は、平成15年12月25日以降、次回配当率修正日（下記に定義される。）の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

第 種優先配当率 = 日本円TIBOR（1年物） + 1.875%

第 種優先配当率は、%未満小数第 4 位まで算出し、その小数第 4 位を四捨五入する。

「配当率修正日」は、平成15年12月25日以降の毎年 4 月 1 日とする。当日が銀行休業日の場合は前営業日を配当率修正日とする。

「日本円TIBOR（1年物）」とは、平成15年12月25日または各配当率修正日において、午前11時における日本円1年物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR（1年物）が公表されていない場合は、同日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート（ユーロ円LIBOR 1年物（360日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR（1年物）に代えて用いるものとする。

###### 非累積条項

ある事業年度において第 種優先株主または第 種優先登録質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第 種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

###### 非参加条項

第 種優先株主または第 種優先登録質権者に対しては、第 種優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

##### (2) 残余財産の分配

当社の残余財産の分配をするときは、第 種優先株主または第 種優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第 種優先株式 1 株につき 4,000円を支払う。第 種優先株主または第 種優先登録質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配を行わない。

##### (3) 金銭を対価とする取得請求

###### 取得請求額

第 種優先株主は、当社に対し平成16年 8 月 1 日以降、第 種優先株式の一部または全部の金銭による取得を請求することができる。

###### 取得限度額

当社は、上記 の請求がなされた場合に限り、毎年 7 月 31 日までの 1 年間に取得請求のあった第 種優先株式について、その直前の事業年度の株主資本等変動計算書における繰越利益剰余金の当期末残高（繰越利益剰余金の当期末残高がマイナスの場合も含む）と「その他資本剰余金」の当期末残高の合計額（0円を下回る場合には0円として計算する。）に本優先株式の取得を目的とした任意積立金の額（かかる任意積立金がない場合には任意積立金の額は0円として計算する。）を加えた金額を上限として、毎年10月31日までに取得手続を行うものとする。

###### 取得の対価

当社は、第 種優先株主または第 種優先登録質権者に対し、取得の対価として発行価額相当額を支払うものとする。

###### 抽選その他の方法

上記 による取得請求の総額が、上記 に定める取得のための限度額を超える場合は、抽選その他の方法により取得すべき第 種優先株式を決定する。

(4) 議決権

第 種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(5) 募集株式の割当て

当社は、第 種優先株式について、株式の併合または分割を行わない。また、第 種優先株主に対し、第 種優先株式に関して、募集株式の割当てを受ける権利もしくは募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当てもしくは新株予約権無償割当ては行わない。

(6) 普通株式を対価とする取得請求権

取得を請求し得べき期間

第 種優先株式の取得を請求し得べき期間は、平成20年12月25日から平成35年12月24日までとする。

取得の条件

第 種優先株主は、上記 の期間中、1株につき下記(イ)ないし(ハ)に定める取得価額により、当会社に対して、当会社の普通株式の交付と引き換えに第 種優先株式を取得することを請求することができる。

(イ)当初取得価額

当初取得価額は、平成16年1月1日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

(ロ)取得価額の修正

取得価額は、平成21年10月1日以降平成35年10月1日まで、毎年10月1日（以下それぞれ「取得価額修正日」という。）に、各取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（以下それぞれ「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数は除く。）に修正される（修正後取得価額は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。なお、上記の時価算定期間内に、下記(ハ)で定める取得価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記(ハ)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。）。ただし、上記計算の結果、修正後取得価額が当初取得価額（ただし、下記(ハ)により調整される。）の75%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。以下「下限取得価額」という。ただし、下記(ハ)により調整される。）を下回る場合には下限取得価額をもって、また、修正後取得価額が当初取得価額（ただし、下記(ハ)により調整される。）を上回る場合には当初取得価額（ただし、下記(ハ)により調整される。）をもって修正後取得価額とする。

(ハ)取得価額の調整

a. 第 種優先株式発行後、次のいずれかに該当する場合には、取得価額を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する。取得価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

( ) 取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合（自己株式を処分する場合を含む。）、調整後取得価額は、払込みの翌日以降、または募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。処分される自己株式の数は取得価額調整式における「新規発行普通株式数」に算入される。

( ) 株式の分割（無償割当てを含む。）により普通株式を発行する場合、調整後取得価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金の額を増加することを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該剰余金の額を減少して資本金の額を増加することの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための基準日とする場合には、調整後取得価額は、当該剰余金の額を減少して資本金の額を増加することの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

( ) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当社が取得するのと引き換えに普通株式の交付を請求することができる株式または権利行使により交付される普通株式1株あたりの払込金額（ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の額の合計額の普通株式1株当たりの額により算出されるものとする。）が取得価額調整式に使用する時価を下回ることとなる新株予約権を行使できる証券（権利）を発行する場合、調整後取得価額は、その証券（権利）の発行日に、または募集のための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される証券（権利）の全額が取得またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降またはその基準日の翌日以降これを適用する。以後の調整においては、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される（下記( )も同様とする。）。

- ( ) 当社が取得するのと引き換えに普通株式の交付を請求することができる株式または新株予約権を行使できる証券(権利)であって、取得価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず発行日以降の一定の日(以下「価額決定日」という。)の時価を基準として決定されるものを発行した場合において、決定された取得価額または権利行使により発行される普通株式1株あたりの払込金額(ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の額の合計額の普通株式1株当たりの額により算出されるものとする。)が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合、調整後取得価額は、当該価額決定日の時点で残存する証券(権利)の全額が取得またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。
- b. 上記aに掲げる場合のほか、合併、資本金の額の減少または普通株式の併合等により取得価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する取得価額により変更される。
- c. 取得価額調整式に使用する1株あたりの時価は、調整後取得価額を適用する日(ただし、上記a( )ただし書きの場合には基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。なお、上記45取引日の間に、上記aまたはbで定める取得価額の調整事由が生じた場合には、取得価額調整式で使用する時価(当該平均値)は、取締役会が適当と判断する価額に調整される。
- d. 取得価額調整式に使用する調整前取得価額は、調整後取得価額を適用する前日において有効な取得価額とし、また、取得価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、または、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数とする。なお、処分される自己株式の数は取得価額調整式に使用する既発行普通株式数からは控除される。
- e. 取得価額調整式に使用する1株あたりの払込金額とは、それぞれ以下のとおりとする。
- ( ) 上記a( )の時価を下回る払込金額をもって募集株式の発行等をする場合には、当該払込金額(金銭以外の財産による払込みの場合にはその適正な評価額)
- ( ) 上記a( )の株式の分割により普通株式を発行する場合は0円
- ( ) 上記a( )の時価を下回る価額をもって当社が取得するのと引き換えに普通株式の交付を請求することができる株式またはa( )で定める内容の新株予約権を行使できる証券(権利)を交付する場合は、当該取得価額または当該新株予約権の行使により交付される普通株式1株あたりの払込金額(ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の合計額の普通株式1株当たりの額により算定されるものとする。)
- ( ) 上記a( )の場合は、価額決定日に決定された取得価額または新株予約権の行使により交付される普通株式1株あたりの払込金額(ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の合計額の普通株式1株当たりの額により算定されるものとする。)

取得請求により交付すべき普通株式数

第 種優先株式の取得請求により交付すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得請求により交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第 種優先株主が取得請求のために提出した第 種優先株式の発行価額の総額}}{\text{取得価額}}$$

取得請求により交付すべき普通株式数の算出にあたっては、1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

取得請求により交付する株式の内容

当会社普通株式

取得請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

取得の効力の発生

取得の効力は、取得請求書が上記 に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。

取得請求による普通株式の交付後第1回目の配当

第 種優先株式の取得請求により交付された普通株式に対する最初の剰余金の配当は、取得請求または下記(7)に記載する一斉取得がなされたときに属する事業年度の始めにおいて取得があったものとみなしてこれを支払う。

(7) 第 種優先株式の一斉取得

取得を請求し得べき期間中取得請求のなかった第 種優先株式は、同期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって、当社が当該株式の全部を取得するのと引き換えに、第 種優先株主に対し、第 種優先株式 1 株の払込金相当額を、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数は除く。以下「一斉取得価額」という。）で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を切り上げる。

この場合、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合には下限取得価額をもって、また、一斉取得価額が上限取得価額を上回る場合には上限取得価額をもって一斉取得価額とする。上限取得価額とは、当初取得価額に等しい金額（ただし、上記(6)（ハ）により調整される。）をいう。

前記の普通株式数の算出にあたって 1 株に満たない端数が生じたときは、会社法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。

(8) 優先順位

当社の発行する各種の優先株式の優先配当金ならびに残余財産の分配の支払順位は、第 種累積未払配当金を除き同順位とする。

(2) 【新株予約権等の状況】

当社は旧商法第280条ノ20の規定に基づき新株予約権を発行している。

平成18年3月15日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個) 1	125	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) 1	12,500,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円) 2	1株当たり 347	同左
新株予約権の行使期間 3	自 平成19年4月2日 至 平成22年12月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) 4	発行価格 350.43 資本組入額 176	発行価格 同左 資本組入額 同左
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

1 本新株予約権1個の目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。)は100,000株である。

ただし、下記(1)ないし(3)により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(1) 当社が 2(3)の規定に従って行使価額( 2(1)に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額および調整後行使価額は、 2(3)に定める調整前行使価額および調整後行使価額とする。

(2) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる 2(3) および による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(3) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨およびその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、 2(3) (口)ただし書に示される株式分割の場合、その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

2

(1) 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。

本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行しまたはこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転(以下、当社普通株式の発行または移転を「交付」という。)する場合における株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)は、当初347円とする。

(2) 行使価額の修正

平成19年4月2日以降、5(1)に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「決定日」という。)の前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(終値のない場合は、前取引日における終値)の99%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(以下「決定日価額」という。)が、当該決定日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合または下回る場合には、行使価額は、当該決定日以降、当該決定日価額に修正される。なお、決定日に、(3) または 2(3)で定める行使価額の調整が生じた場合には、修正後の行使価額は、本新株予約権の新株予約権発行要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、決定日価額が174円(以下「下限行使価額」という。ただし、(3) ないし による調整を受ける。)を下回る場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とする。

## (3) 行使価額の調整

当社は、本新株予約権の発行後、に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (イ) (ロ)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引き換えに交付する場合または当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の取得または行使による場合を除く。）調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- (ロ)当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合、調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降（ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えているため基準日がある場合は、その日の翌日以降）、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金の額を増加することを条件にその部分をもって株式分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該剰余金の額を減少して資本金に組み入れられることの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割または株式無償割当てのための基準日とする場合には、調整後の行使価額は、当該剰余金の額を減少して資本金に組み入れられることの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。
- なお、上記ただし書の場合において、株式分割又は株式無償割当てのための基準日の翌日から当該剰余金の額を減少して資本金に組み入れられることの決議をした株主総会の終結の日までに行使請求をなした者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (ハ)取得請求権付株式であって、その取得と引換えに（ロ）に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合または（ロ）に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券または権利（以下、「取得請求権付株式等」という。）のすべてが当初の取得価額で取得されまたは当初の行使価額で行使されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権および新株予約権付社債の場合は割当日）または株式無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
- (イ)行使価額調整式の計算の結果生じる円位未満の端数は切り捨てるものとする。
- (ロ)行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、（ロ）ただし書の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
- (ハ)行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。また、（ロ）の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- (イ)株式の併合、資本金の額の減少、会社法第5編第3章第2節に定められた新設分割、同章1節に定められた吸収分割、または同編第2章に定められた合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

(ロ)その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

(ハ)行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(2)または ないし により行使価額の修正または調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨およびその事由、修正前または調整前の行使価額、修正後または調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、(ロ)ただし書に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

3 当社は、当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で承認決議した場合、当社取締役会で定める取得日に先立つ1か月以上前に、新株予約権証券を当該取得日までに当社に提出すべき旨を公告し、かつ、新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に対して通知を行った上で、当該取得日に、本新株予約権1個当たり343,000円にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。この場合、取得される本新株予約権については、当該取得日の前日を権利行使期間の最終日とする。

4

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により発行する当社普通株式の発行価格は、350.43円とする。ただし、1(1)ないし(3)および2(2)または2(3)によって修正または調整が行われることがある。

(2) 本新株予約権の行使により発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

5 本新株予約権行使の効力発生時期等

(1) 本新株予約権の行使の効力は、行使請求書が行使請求受付場所に到達し、かつ払込金が指定口座に入金されたときに生じるものとする。ただし、当該行使にかかる本新株予約権につき新株予約権証券が発行されている場合には、行使請求書に当該新株予約権証券を添付しなければならない。

(2) 当社は、本新株予約権の行使の効力発生後すみやかに株式を交付する。

6 本新株予約権行使請求および払込みの方法

(1) 本新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による行使請求書(以下「行使請求書」という。)に必要な事項を記入し、記名捺印の上、これを7に定める行使請求受付場所(以下「行使請求受付場所」という。)に提出するものとする。当該行使にかかる本新株予約権につき新株予約権証券が発行されている場合には、行使請求書に当該新株予約権証券を添付しなければならない。

(2) 前号の行使請求書の提出とともに、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式にかかる行使価額の全額(以下「払込金」という。)を現金にて8に定める払込取扱場所の当社の指定する口座(以下「指定口座」という。)に振り込むものとする。

(3) 行使請求受付場所に本新株予約権行使に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。

7 本新株予約権の行使請求受付場所

株式会社間組 経営企画本部 総務部  
東京都港区虎ノ門二丁目2番5号

8 本新株予約権の行使に関する払込取扱場所

株式会社みずほコーポレート銀行 内幸町営業部  
東京都千代田区丸の内一丁目3番3号

9 新株予約権証券の発行

新株予約権者の請求あるときに限り新株予約権証券を発行するものとする。

10 新株予約権行使後第1回目の配当

本新株予約権の行使により交付された当社普通株式の剰余金の配当については、行使がなされた日の属する事業年度の初めの日に当社普通株式の交付があったものとみなして、これを支払う。ただし、会社法第454条第5項に基づき、9月30日を同項に規定する一定の日とする中間配当制度を設けるための定款変更をした場合は、行使により交付された当社普通株式の剰余金の配当または会社法第454条第5項に基づく剰余金の配当については、本新株予約権の行使が毎年4月1日から9月30日までの間になされたときは4月1日に、毎年10月1日から翌年3月31日までの間になされたときは10月1日に、それぞれ当社普通株式の交付があったものとみなしてこれを支払う。

11 1単元の数の定め廃止等に伴う取扱い

本新株予約権の発行日後、当社が1単元の株式の数の定めを廃止する場合等には、会社法の規定および本要項の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、必要な措置を講ずる。

当社は会社法第236条第1項、第238条第1項及び第2項ならびに第240条第1項の規定に基づき新株予約権を発行している。

第1回新株予約権A（平成20年6月27日取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,104	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) 1	110,400	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成21年7月15日 至 平成31年7月14日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格108 2	同左
新株予約権の行使の条件	3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	4	同左

1 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権を割り当てた平成20年7月15日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割（普通株式の株式無償割り当てを含む。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

2 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

(1) 発行価格は行使時の払込金額1円とストック・オプションの付与日における公正な評価単価107円を合算した金額を記載している。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

3 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、当社第5回定時株主総会終結後、次回定時株主総会終結まで継続して当社の取締役または執行役員のいずれかの地位にある場合に限り、平成21年7月15日から平成31年7月14日までの期間内において新株予約権を行使することができるものとする。ただし、新株予約権者が当社第5回定時株主総会終結後、次回定時株主総会終結時までに、死亡または会社都合より当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した場合はこの限りではない。この場合、新株予約権者は、平成21年7月15日から平成26年7月14日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 新株予約権者が次回定時株主総会終結時以降、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した場合は、新株予約権者は、当該地位喪失日の翌日（ただし、次回定時株主総会終結後、平成21年7月14日までの期間内に地位を喪失した者については平成21年7月15日）から5年を経過する日または平成31年7月14日のうちいずれか早い日までの期間内に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

(3) 新株予約権者は、以下に定める場合には、上記(1)および(2)に定める期間に拘わらず、以下に定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）

当該承認日の翌日から15日間

(4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。

#### 4 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記 1 に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に、上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

平成21年7月15日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、平成31年7月14日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記 2 に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

無償で新株予約権を取得することができる場合に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

上記 3 に準じて決定する。

当社は会社法第236条第1項および第238条第1項に基づき新株予約権を発行している。

第1回新株予約権B（平成20年6月27日取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	7,220	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) 1	722,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円) 2	1株当たり 125	同左
新株予約権の行使期間	自 平成22年7月16日 至 平成27年7月15日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格155 3	同左
新株予約権の行使の条件	4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	5	同左

1 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権割り当てた平成20年7月15日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割（普通株式の株式無償割り当てを含む。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

2 行使価額の調整

割当日後、当社が当社普通株式につき、次の または の事由を行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

株式分割または株式併合を行う場合。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

(1) 発行価格は行使時の払込金額125円とストック・オプションの付与日における公正な評価単価30円を合算した金額を記載している。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

4 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、割当日から平成22年7月15日まで継続して当社の使用人の地位にある場合に限り、平成22年7月16日から平成27年7月15日までの期間内において新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が、割当日から平成22年7月15日(当日を含まない。)までに、死亡、定年退職または会社都合により当社の使用人の地位を喪失した場合はこの限りではない。この場合、新株予約権者は、平成22年7月16日から1年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

- (2)新株予約権者が、平成22年7月15日(当日を含む。)以降、平成22年7月16日から平成27年7月15日の期間において、死亡、定年退職または会社都合により使用人の地位を喪失した場合は、地位喪失の日の翌日から1年を経過する日または平成27年7月15日のうちいずれか早い日までの期間内に限り、新株予約権を行使することができる。
- (3)新株予約権者が、死亡、定年退職または会社都合以外により当社の使用人の地位を喪失した場合は、新株予約権を行使できないものとする。
- (4)新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができない。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記 1 に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
平成22年7月16日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、平成27年7月15日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項  
上記 3 に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項  
無償で新株予約権を取得することができる場合に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件  
上記 4 に準じて決定する。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項なし。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成17年8月4日 1	-	102,750	-	12,000	6,000	3,000

1 旧商法第289条第2項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金に振替えたものである。

(5) 【所有者別状況】

普通株式

平成21年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)		32	32	455	59	11	31,433	32,022	-
所有株式数 (単元)		190,471	4,069	251,090	55,148	115	497,402	998,295	170,500
所有株式数 の割合(%)		19.08	0.41	25.15	5.52	0.01	49.83	100.00	-

- (注) 1 自己株式923,996株は、「個人その他」に9,239単元及び「単元未満株式の状況」に96株含めて記載している。なお、自己株式の実質保有株式数は株主名簿と一致している。
- 2 「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が202単元含まれている。

## 第 種優先株式

平成21年 3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	2	-	-	-	-	-	2	-
所有株式数 (単元)	-	7,500	-	-	-	-	-	7,500	-
所有株式数 の割合(%)	-	100.00	-	-	-	-	-	100.00	-

## 第 種優先株式

平成21年 3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	2	-	-	-	-	-	2	-
所有株式数 (単元)	-	8,750	-	-	-	-	-	8,750	-
所有株式数 の割合(%)	-	100.00	-	-	-	-	-	100.00	-

## 第 種優先株式

平成21年 3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	2	-	-	-	-	-	2	-
所有株式数 (単元)	-	8,750	-	-	-	-	-	8,750	-
所有株式数 の割合(%)	-	100.00	-	-	-	-	-	100.00	-

## 第 種優先株式

平成21年 3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	-	-	1	-	-	-	1	-
所有株式数 (単元)	-	-	-	2,500	-	-	-	2,500	-
所有株式数 の割合(%)	-	-	-	100.00	-	-	-	100.00	-

(6) 【大株主の状況】

所有株式

平成21年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
安藤建設株式会社	東京都港区芝浦三丁目12番8号	10,250	9.98
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	5,969	5.81
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4G)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	3,458	3.37
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	3,342	3.25
朝日生命保険相互会社	東京都千代田区大手町二丁目6番1号	2,548	2.48
ハザマグループ取引先持株会	東京都港区虎ノ門二丁目2番5号	2,423	2.36
ハザマグループ従業員持株会	東京都港区虎ノ門二丁目2番5号	2,217	2.16
昭和地所株式会社	東京都中央区京橋3丁目7番8号	2,072	2.02
シービーエヌワイデイエフエイインターナショナルキャップパリュポートフオリオ (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	1299 OCEAN AVENUE, 11F, SANTA MONICA, CA 90401 USA (東京都品川区東品川二丁目3番14号)	1,583	1.54
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	1,517	1.48
計		35,381	34.43

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりである。

平成21年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	発行済株式 総数に対する 所有議決権数 の割合(%)
安藤建設株式会社	東京都港区芝浦三丁目12番8号	100,000	10.11
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	44,066	4.46
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4G)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	34,586	3.50
朝日生命保険相互会社	東京都千代田区大手町二丁目6番1号	25,481	2.58
ハザマグループ取引先持株会	東京都港区虎ノ門二丁目2番5号	24,232	2.45
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	24,047	2.43
ハザマグループ従業員持株会	東京都港区虎ノ門二丁目2番5号	22,175	2.24
昭和地所株式会社	東京都中央区京橋3丁目7番8号	20,720	2.09
シービーエヌワイデイエフエイインターナショナルキャップパリュポートフオリオ (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	1299 OCEAN AVENUE, 11F, SANTA MONICA, CA 90401 USA (東京都品川区東品川二丁目3番14号)	15,830	1.60
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	15,177	1.53
計		326,314	32.99

(注) 所有株式は、すべて信託業務に係るものである。

第 種優先株式

平成21年 3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	375	50.00
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	375	50.00
計		750	100.00

第 種優先株式

平成21年 3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	437.5	50.00
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	437.5	50.00
計		875	100.00

第 種優先株式

平成21年 3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	750	85.71
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	125	14.29
計		875	100.00

第 種優先株式

平成21年 3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
安藤建設株式会社	東京都港区芝浦三丁目12番8号	250	100.00
計		250	100.00

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成21年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第 種優先株式 750,000 第 種優先株式 875,000 第 種優先株式 875,000 第 種優先株式 250,000		「1(1) 発行済株式」の「内容」の記載を参照
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 923,900		株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
完全議決権株式(その他) 1	普通株式 98,905,600	989,056	同上
単元未満株式 2	普通株式 170,500		同上
発行済株式総数	102,750,000		
総株主の議決権		989,056	

1 「完全議決権株式(その他)」には、証券保管振替機構名義の株式が20,200株(議決権202個)含まれている。

2 「単元未満株式」には、自己株式96株が含まれている。

【自己株式等】

平成21年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社間組	東京都港区虎ノ門 二丁目2番5号	923,900		923,900	0.92
計		923,900		923,900	0.92

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、会社法に基づき、新株予約権を発行する方法により、当社の取締役、執行役員及び幹部従業員に対してストックオプションを付与している。

当該制度の内容は、次のとおりである。

第1回新株予約権A

決議年月日	平成20年6月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役8名、執行役員13名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)

(注) 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

第1回新株予約権B

決議年月日	平成20年6月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の幹部従業員76名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)

(注) 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)の議案につき当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社の取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

第2回新株予約権A

決議年月日	平成21年6月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役9名、執行役員12名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	115,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	平成22年7月14日～平成32年7月13日
新株予約権の行使の条件	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 4

(注) 1 新株予約権を割り当てる日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整するこ

とができる。

上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

なお、平成21年6月15日の公正価値算定によっている。

## 2 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社第6回定時株主総会終結後、次回定時株主総会終結まで継続して当社の取締役または執行役員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権の行使期間内において新株予約権を行使することができるものとする。ただし、新株予約権者が当社第6回定時株主総会終結後、次回定時株主総会終結までに、死亡または会社都合により当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した場合はこの限りではない。この場合、新株予約権者は、平成22年7月14日から平成27年7月13日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
- (2) 新株予約権者が次回定時株主総会終結時以降、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した場合は、新株予約権者は、当該地位喪失日の翌日（ただし、次回定時株主総会終結後、平成22年7月13日までの期間内に地位を喪失した者については平成22年7月14日）から5年を経過する日または平成32年7月13日のうちいずれか早い日までの期間内に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
- (3) 新株予約権者は、以下に定める場合には、上記(1)および(2)に定める期間に拘わらず、以下に定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。  
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）  
当該承認日の翌日から15日間
- (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。

## 3 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「株式の数(株)」に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項  
残存新株予約権に関する以下の事項に準じて決定する。
  - (a) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
  - (b) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(a)記載の資本金等増加限度額から上記(a)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項  
下記(注)4に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件

上記(注)2に準じて決定する。

#### 4 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

第2回新株予約権B

決議年月日	平成21年6月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の幹部従業員9名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	85,500 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)2,3
新株予約権の行使期間	平成23年7月15日～平成28年7月14日
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)6

(注)1 新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。  
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・併合の比率  
また、上記のほか、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

なお、平成21年6月15日の公正価値算定によっている。

2 行使価額は、割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる。)または割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値)のいずれか高い金額とする。

3 行使価額の調整

割当日後、当社が当社普通株式につき、次の または の事由を行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。株式分割または株式併合を行う場合。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、割当日から平成23年7月14日まで継続して当社の使用人の地位にある場合に限り、新株予約権の行使期間内において新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が、割当日から平成23年7月14日(当日を含まない。)までに死亡または定年退職または会社都合により当社の使用人の地位を喪失した場合はこの限りではない。この場合、新株予約権者は、平成23年7月15日から1年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 新株予約権者が、平成23年7月14日(当日を含む。)以降、新株予約権の行使期間内において、死亡または定年退職または会社都合により使用人の地位を喪失した場合は、地位喪失の日の翌日から1年を経過する日または平成28年7月14日のうちいずれか早い日までの期間内に限り、新株予約権を行使することができる。

(3) 新株予約権者が、死亡または定年退職または会社都合以外により当社の使用人の地位を喪失した場合は、新株予約権を行使できないものとする。

(4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができない。

5 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)

(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「株式の数(株)」に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記(注)2で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項  
残存新株予約権に関する以下の事項に準じて決定する。
    - (a) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
    - (b) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(a)記載の資本金等増加限度額から上記(a)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
  - (8) 新株予約権の取得条項  
下記(注)6に準じて決定する。
  - (9) その他の新株予約権の行使の条件  
上記(注)4に準じて決定する。
- 6 新株予約権の取得条項
- 以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)の議案につき当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社の取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
  - (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
  - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
  - (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
  - (5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号及び第7号による普通株式の取得

### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項なし。

### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
取締役会(平成20年6月27日決議)での決議状況(取得期間平成20年6月30日~平成21年6月25日)	1,000,000	150
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	832,400	82
残存決議株式の総数及び価格の総額	167,600	67
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	16.76	45.01
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	16.76	45.01

### (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
当事業年度における取得自己株式	57,394	5
当期間における取得自己株式	1,005	0

(注) 当期間における取得自己株式には、平成21年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めていない。

### (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(百万円)	株式数(株)	処分価額の総額(百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他( )	-	-	-	-
保有自己株式数	923,996	-	925,001	-

(注) 当期間における保有自己株式には、平成21年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めていない。

## 3 【配当政策】

当社は、中長期的な観点から企業価値の持続的な向上と将来の成長に向けた内部留保の充実を図ることを念頭におき、株主への配当については、当社の業績、連結決算状況、ならびに将来の収益等を考慮して安定的な配当を実施することを基本としている。

当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等については、取締役会の決議により定めることができる旨、また期末配当、中間配当のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる旨定款に定めている。

なお、当事業年度の剰余金の配当は、上記基本方針に従い、以下のとおりである。

決議年月日	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成21年6月26日定時株主総会	普通株式	148	1.50
平成21年6月26日定時株主総会	第 種優先株式	73	97.72
平成21年6月26日定時株主総会	第 種優先株式	94	107.72
平成21年6月26日定時株主総会	第 種優先株式	103	117.72
平成21年6月26日定時株主総会	第 種優先株式	28	112.72
合計		447	

## 4 【株価の推移】

## (1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
決算年月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月
最高(円)	354	435	363	165	127
最低(円)	201	235	138	85	65

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部における当社普通株式にかかるものである。

## (2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成20年 10月	11月	12月	平成21年 1月	2月	3月
最高(円)	87	88	86	86	82	85
最低(円)	65	74	77	78	77	78

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部における当社普通株式にかかるものである。

5 【役員 の 状 況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長		小野 俊 雄	昭和22年 5月18日生	昭和47年 4月 平成12年12月 同 14年 4月 同 15年 1月 同 15年 4月 同 15年 6月 同 15年10月 同 17年 5月 同 17年 6月 同 19年 6月 同 19年12月	旧ハザマ入社 同社横浜支店営業第一部長 同社横浜支店営業部長 同社九州支店副支店長 同社役員待遇九州支店長 同社執行役員九州支店長 当社執行役員九州支店長 当社執行役員関東土木支店長 当社常務執行役員関東土木支店長 当社代表取締役副社長 土木事業・海外事業担当 当社代表取締役社長（現任）	(注) 2	29
代表取締役 副社長	経営企画本部・ 審査・ コンプライアンス 担当	穴 戸 道 夫	昭和20年9月29日生	平成12年 5月 同 14年 4月 同 15年 5月 同 15年 6月 同 15年10月 同 19年 6月 同 20年 6月	株式会社第一勧業銀行 代表取締役 専務取締役 株式会社みずほコーポレート銀行 専務取締役 審査統括役員 旧ハザマ入社 顧問 同社代表取締役副社長 審査担当 当社代表取締役副社長 審査担当 当社代表取締役副社長 審査・コンプライアンス担当 当社代表取締役副社長 経営企画本部・審査・ コンプライアンス担当（現任）	(注) 2	51
代表取締役 副社長	建築事業担当	植 野 寿 憲	昭和22年 4月19日生	平成10年 4月 同 14年 4月 同 18年 4月 同 19年 4月 同 21年 4月 同 21年 6月	安藤建設株式会社東北支店 副支店長 安藤建設株式会社 第二建築事業部副事業部長 安藤建設株式会社 営業本部営業第三本部長 安藤建設株式会社執行役員 首都圏事業本部第一建築事業部長 当社入社 顧問 当社代表取締役副社長 建築事業担当（現任）	(注) 2	25
代表取締役 副社長	土木事業本部長 海外事業担当	沓 名 俊 久	昭和22年 4月 5日生	昭和46年 4月 平成10年 4月 同 13年 6月 同 15年 1月 同 15年 4月 同 15年 6月 同 15年10月 同 17年 6月 同 18年 6月 同 19年12月	旧ハザマ入社 同社名古屋支店土木部長 同社名古屋支店営業第一部長 同社名古屋支店副支店長 同社役員待遇名古屋支店長 同社執行役員名古屋支店長 当社執行役員名古屋支店長 当社常務執行役員名古屋支店長 当社取締役 専務執行役員 土木事業本部長 当社代表取締役副社長 土木事業本部長 海外事業担当（現任）	(注) 2	30

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役 専務執行役員	建築事業本部 担当	伊藤 芳康	昭和27年12月15日生	平成15年7月 同 16年6月 同 17年10月 同 18年2月 同 18年6月 同 20年6月 同 21年4月	三菱信託銀行株式会社札幌支店長 三菱信託銀行株式会社 執行役員 札幌支店長 三菱UFJ信託銀行株式会社 執行役員 リテール企画推進部長 三菱UFJ信託銀行株式会社 執行役員 リテール企画推進部長 兼 ライフプランニング営業部長 三菱UFJ信託銀行株式会社 執行役員 京都支店長 兼 京都中央支店長 当社入社 当社取締役 常務執行役員 建築事業本部担当 当社取締役 専務執行役員 建築事業本部担当(現任)	(注)2	17
取締役 常務執行役員	安全本部長 防災担当	吉見 憲一	昭和22年7月17日生	昭和46年4月 平成13年4月 同 13年9月 同 15年4月 同 15年6月 同 15年10月 同 18年6月 同 19年2月 同 19年6月 同 21年4月	旧ハザマ入社 同社技術・環境本部技術研究所長 同社技術・環境本部副本部長 同社技術・環境本部長 同社執行役員技術・環境本部長 当社執行役員技術・環境本部長 当社取締役 執行役員 技術・環境本部長 当社取締役 執行役員 技術・環境本部長 防災担当 当社取締役 常務執行役員 技術・環境本部長 防災担当 当社取締役 常務執行役員 安全本部長 防災担当(現任)	(注)2	32
取締役 常務執行役員	経営企画 本部長	遠藤 隆	昭和25年9月7日生	昭和49年4月 平成13年1月 同 15年10月 同 17年6月 同 18年4月 同 18年6月 同 19年4月 同 19年6月	旧ハザマ入社 同社管理本部総務部長 当社経営企画本部総務部長 当社役員待遇経営企画本部 総務部長 当社役員待遇経営企画本部 副本部長 当社執行役員経営企画本部 副本部長 当社執行役員経営企画本部長 当社取締役 常務執行役員 経営企画本部長(現任)	(注)2	19
取締役 常務執行役員	建築事業本部長	石田 統八郎	昭和23年12月22日生	昭和47年4月 平成12年7月 同 15年4月 同 15年10月 同 17年6月 同 18年6月 同 20年6月 同 21年4月 同 21年6月	旧ハザマ入社 同社建築事業総本部 建築事業管理部長 同社建築事業本部副本部長 当社建築事業本部副本部長 当社役員待遇東京建築第一支店長 当社執行役員東京建築第一支店長 当社常務執行役員 東京建築第一支店長 当社常務執行役員 建築事業本部長 当社取締役 常務執行役員 建築事業本部長(現任)	(注)2	20
取締役 執行役員	技術・環境 本部長 兼 技術研究所長	世一 英俊	昭和25年10月18日生	昭和50年4月 平成8年4月 同 11年6月 同 15年4月 同 15年10月 同 19年6月 同 21年4月 同 21年6月	旧ハザマ入社 同社技術研究所・技術開発セン ター研究開発推進部長 同社経営推進室企画部長 同社技術・環境本部 技術研究所長 当社技術・環境本部 技術研究所長 当社役員待遇技術・環境本部 技術研究所長 当社執行役員技術・環境本部長 兼 技術研究所長 当社取締役 執行役員 技術・環境本部長 兼 技術研究所長(現任)	(注)2	13

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)	
常任監査役 (常勤)		戸倉謙治	昭和24年6月17日生	昭和47年4月 平成12年7月 同 14年2月 同 15年10月 同 16年4月 同 17年6月 同 19年7月 同 20年6月	旧ハザマ入社 同社関東支店管理部長 同社東京支店管理部長 当社東京支店管理部長 当社人事部長 当社役員待遇人事部長 当社役員待遇国際事業統括支店 副支店長 当社常任監査役(現任)	(注)3	14	
監査役 (常勤)		石松英二	昭和26年1月5日生	昭和48年4月 平成11年4月 同 15年10月 同 18年6月 同 19年5月 同 20年6月	旧ハザマ入社 同社九州支店管理部長 青山機工株式会社管理部長 青山機工株式会社取締役管理部長 当社名古屋支店副支店長 当社監査役(現任)	(注)3	28	
監査役 (常勤)		田中力	昭和24年11月19日生	平成9年4月 同 12年4月 同 15年4月 同 18年4月 同 20年6月	朝日生命保険相互会社浦和支社長 朝日生命保険相互会社群馬支社長 朝日生命保険相互会社 鹿児島支社長 朝日生命保険相互会社営業総局業 務推進担当ゼネラルマネージャー 当社監査役(現任)	(注)3	4	
監査役 (非常勤)		野原馨	昭和20年4月4日生	平成6年7月 同 15年5月 同 19年5月 同 20年6月	安藤建設株式会社社長室経営企画 部経営企画課長 株式会社エビラ取締役業務部長 株式会社エビラ業務部長 当社監査役(現任)	(注)3	11	
計								298

- (注) 1 監査役 田中力及び野原馨は、会社法第2条第16号に定める「社外監査役」である。  
2 取締役の任期は、平成21年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成22年3月期に係る定時株主総会終結の時までである。  
3 監査役の任期は、平成20年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成24年3月期に係る定時株主総会終結の時までである。  
4 所有株式数は全て普通株式に係るものである。  
5 平成21年6月26日現在における執行役員の役名、氏名、職名は以下のとおりである。

は取締役兼務者である。

役名	氏名	職名
社長	小野俊雄	
副社長	穴戸道夫	経営企画本部・審査・ コンプライアンス担当
副社長	植野寿憲	建築事業担当
副社長	沓名俊久	土木事業本部長 海外事業担当
専務執行役員	伊藤芳康	建築事業本部担当
常務執行役員	吉見憲一	安全本部長 防災担当
同	遠藤隆	経営企画本部長
同	石田統八郎	建築事業本部長
執行役員	世一英俊	技術・環境本部長 兼 技術研究所長

役名	氏名	職名
専務執行役員	早川次雄	建築事業本部担当
常務執行役員	竹内克太	建築事業本部担当(営業総括)
同	金澤真一	東北支店長
同	肥後満朗	関東土木支店長
同	細川修	建築事業本部担当
同	熊木徹	大阪支店長
執行役員	上野敏光	土木事業本部担当
同	秋葉善美	建築事業本部担当
同	安原啓行	建築事業本部担当
同	横井博志	土木事業本部担当
同	青木繁信	東京建築支店長
同	大谷正気	土木事業本部担当
同	木下寿昌	名古屋支店長
同	磯谷勢	建築事業本部担当
同	松本達広	国際事業統括支店長
同	岩淵伸一郎	広島支店長
同	杉本文雄	北陸支店長

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及びその施策の実施状況

#### (1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営監督機能の透明性・公正性や意思決定の機動性が求められるなか、現状の取締役・監査役制度を中心とした組織体制にて、経営環境変化に迅速に対応できる経営システムの維持・実践を重要課題としている。

#### (2) コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

当社は、取締役会を毎月開催し、経営に関する重要事項の迅速な意思決定及び業務執行状況の監督を行っている。さらに経営戦略等の政策審議・計画進捗のチェック・立案機能の多角化及び強化をはかるべく経営会議を開催している。

また、執行役員制度により、合議機関の効率化と業務執行機能の強化をはかるとともに、執行ラインへの経営情報の正確かつ迅速な伝達、部門間の情報の共有化をはかるべく、執行役員会を毎月開催している。

コーポレート・ガバナンスに関する詳細については以下のとおりである。

項目	内容
経営管理制度の実施の状況	<p><b>取締役会</b> 取締役会は9名で構成され、平成20年度においては計20回開催した。</p> <p><b>監査役会</b> 監査役会は社外監査役2名を含む4名（うち3名が常勤監査役）で構成され、平成20年度において計40回開催した。</p> <p><b>監査役監査</b> 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等から職務の執行状況について報告・説明を受け、重要な書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所の監査を実施するとともに、内部統制システムの状況を監視及び検証した。 財務報告に係る内部統制については、取締役等及び監査法人から、評価及び監査の状況について報告・説明を受けた。 また、会計監査人と適宜意見及び情報交換を行い、監査の実効性を高めている。</p> <p><b>内部監査</b> 内部監査担当部門である審査・監査部（人員2名）にて、平成20年度監査計画に基づき内部監査を実施した。また、監査役監査を補完するため、監査役と協議又は意見交換を行い、監査役の監査が効率的に実施できるよう、監査役と緊密な連携を保持している。</p> <p><b>会社と社外監査役の利害関係等</b> 社外監査役においては、当社との人的関係、資金的関係または取引関係その他の利害関係は有さない。</p> <p><b>取締役および監査役に支払った報酬等の額</b> (1) 取締役8名に対し支払った当期支給額 130,592千円 (2) 監査役4名に対し支払った当期支給額 35,350千円</p>

項目	内容
第三者の関与の状況	<p><b>会計監査</b></p> <p>(1)あずさ監査法人と監査契約を締結し、公正不偏な立場から会計監査を受けている。</p> <p>(2)会計監査業務は、同監査法人の業務執行社員望月正芳氏および高尾英明氏の2名が、公認会計士5名およびその他12名の補助者とともに担当している。</p> <p>(3)当社と同監査法人または業務執行社員との間には公認会計士法により記載すべき利害関係はない。</p> <p><b>顧問弁護士との関与</b></p> <p>複数の弁護士と顧問契約を締結し、必要に応じて、リーガルチェックやアドバイスを受けている。</p>

### (3) コーポレート・ガバナンスの体制

当社は、コーポレートガバナンス強化のため、「取締役、取締役会」を「意思決定機能及び業務執行の監督機能」として、「経営会議、執行役員及び執行役員会」を「業務執行機能」として明確に分離している。具体的な内容は、以下のとおり。

#### 取締役

取締役の経営責任を一層明確にするとともに、経営環境の変化に最適な経営体制を構築するため、任期1年としている。また、取締役会構成員としての役割と責任を明確にするため、役付取締役を設けず、代表取締役と取締役の区別のみとしている。

#### 執行役員制度

役位を「社長」「副社長」「専務執行役員」「常務執行役員」「執行役員」の5区分とし、担当業務に対する責任を明確にするとともに、執行体制の機動性・柔軟性を高めるため、任期を1年としている。また、担当業務については取締役会にて決議して「権限」と「責任」を明確にし、担当業務の業績結果を反映する報酬制度としている。

### (4) コンプライアンス経営

当社では、コンプライアンスが会社経営の基盤であると認識し、近時においては、主に以下の取組事項によりコンプライアンスの浸透を図っている。

#### 内部統制システムにかかわる基本方針の決定

平成18年5月15日開催の取締役会において、内部統制ならびにコンプライアンスに関する体制の強化・整備策の決定を行った。なお、内部統制システムにかかわる基本方針については平成21年3月27日に見直しを行っている。

#### コンプライアンス委員会・推進部の設置

コンプライアンスを全社に浸透させ、コンプライアンス体制を有効に機能させるため、社長をトップとするコンプライアンス委員会、及びコンプライアンス推進部を設置している。

#### コンプライアンス担当役員・コンプライアンス推進責任者・推進担当者の任命

コンプライアンス担当役員、及び本社内各本部・各支店における推進責任者・推進担当者を任命し、全社をあげたコンプライアンスの浸透に努めている。

#### 『ハザマ行動規範』『コンプライアンスマニュアル』

コンプライアンスの徹底を図るため、業務を執行する上で役員及び社員が遵守すべき基本ルールである『ハザマ行動規範』を制定している。また、その具体的解説や業務上の注意事項を記載した『コンプライアンスマニュアル』を全役員に配布し、各職場において定期的に読み合わせによる勉強会を行うことにより、コンプライアンス意識の醸成を図っている。

#### 内部通報制度

社内における不正行為等を早期に発見し解決するため、内部統制システムの一環としての内部通報制度を導入しており、外部の法律事務所を含めた相談・通報窓口を設置している。

#### 談合の排除、適正な営業活動の確保

平成18年10月27日開催の取締役会ならびに執行役員会において、社長自ら脱談合宣言を行った。社長メッセージとして、このことを全役員、従業員に周知するとともに、本支店において社長説明会を開催し、幹部はもとより従業員に対し、コンプライアンス徹底の説明と指示を行った。

社内規定においては、入札談合に關与し行政処分を受けた場合、職員は懲戒解雇、役員は解任事由となる旨を明記するとともに、支店長を支店の最高経営責任者とし、権限と責任を明確にすることとしている。

業務運用においても、入札に際し共同企業体の編成や入札価格などの決定プロセスを明確にし、共同企業体構成員も含め適正な営業活動を確保するための諸手続き（「公告物件取組検討書」「JV編成伺い書」「会合出席事前申請書」「確約書」）、工事の受注時点でのコンプライアンスチェックの実施をそれぞれ定めている。

#### 公正かつ透明な取引、建設産業発展への尽力

当社のパートナーである協力会社との公正な下請取引を確保すべく、下請発注の手続きを定めている。また、平成20年に改定された「建設業法」「建設業法令遵守ガイドライン」等、建設産業の発展を目指す法的要請に対しても、適宜対応を図っている。

#### 反社会的勢力との関係遮断の徹底

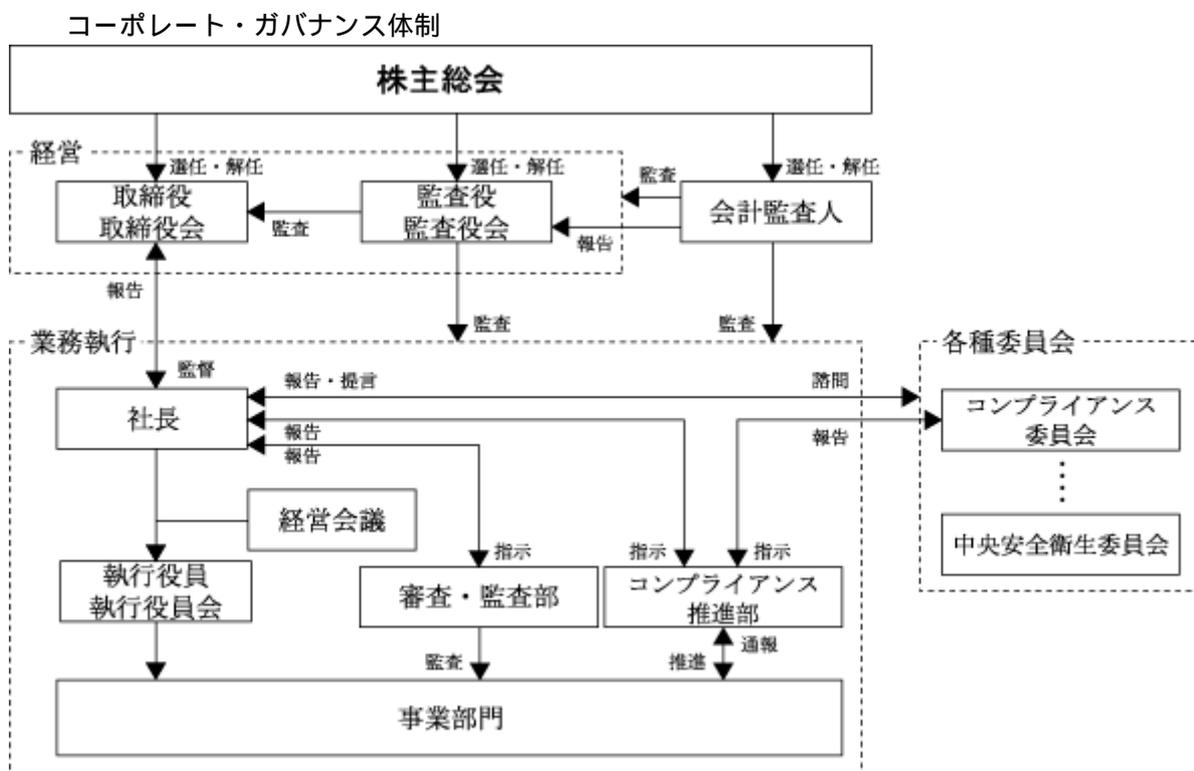
暴力団をはじめとする反社会的勢力との関係を遮断し、被害を防止することを目的として、「反社会的勢力による被害を防止する基本方針」、「反社会的勢力対応マニュアル」を制定している。また、取引業者との工事下請負契約約款においても、暴力団排除条項、不当要求行為に対する契約解除条項を定めている。

#### 定期的な教育・研修の実施

本店において顧問弁護士による定期的な研修、及び階層別集合研修における『ハザマ行動規範』の周知等のコンプライアンス教育を実施している。また、各部門においても、研修会やビデオ教材による教育等を実施している。

#### コンプライアンス監査の実施

各部門におけるコンプライアンス推進活動計画の実施状況を確認するため、コンプライアンス推進部による監査を実施している。



( 5 ) 内部統制システムについて

平成18年5月15日の取締役会において「内部統制システムにかかる基本方針」を決定し、平成21年3月27日の取締役会にて以下のとおり改定している。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (イ) 「取締役、取締役会」を「意思決定機能及び業務執行の監督機能」として、「経営会議、執行役員及び執行役員会」を「業務執行機能」として明確に分離している。また、取締役の「経営意思決定及び業務執行監督機能」と執行役員の「業務執行機能」との区分を徹底するため執行ラインの責任と権限を明確にしている。
- (ロ) コンプライアンスは会社経営の基盤であるとの認識から、職務執行上で役員及び従業員が遵守すべき基本ルール「ハザマ行動規範」を定めている。また、コンプライアンス体制の強化を目的として、「コンプライアンス担当役員」を任命し、「コンプライアンス委員会」・「コンプライアンス推進部」を設置している。
- (ハ) コーポレートガバナンスの面より、取締役会、監査役会設置会社として、取締役相互及び監査役による牽制機能によって取締役の職務執行の適法性を確保するとともに、各種委員会の設置などによって、法令・定款違反行為の未然防止の徹底を図っている。
- (ニ) 取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告し、遅滞なく取締役会において報告する。
- (ホ) 内部監査部門が監査を実施し、取締役に情報を提供し、改善への提言を行う。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

会議体議事録（取締役会・経営会議等）、決裁書類など取締役の職務執行に係る情報については、社内規定に定めた保管・保存方法、期間に基づき適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理するとともに、関連諸規定の見直し、充実を図っている。

#### 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (イ) 当社の業態において想定される多種多様のリスクに対し、規定基準、マニュアル類の整備及び適宜、通達等により、リスク発生の未然防止並びに発生時の迅速な対応を図っている。
- (ロ) 業務遂行上必要な決裁事項は、「決裁規定」の運用基準である「決裁基準」による決裁、及び「審査対象基準」による所定の審査を実施し、損失または損失が発生する可能性を未然に防止し、万一、不測の事態が発生した場合には、「緊急事態対応マニュアル」に則り、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限にとどめる体制を整えている。

#### 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (イ) 取締役会を月1回定期に開催するほか、必要に応じて適宜開催している。なお、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要方針等については、経営会議においても審議を行い、取締役会審議の充実・効率化を図っている。
- (ロ) 執行役員会を毎月1回定期的に開催し、執行ラインへの経営情報の正確かつ迅速な伝達及び執行役員相互の意思疎通を図っている。
- (ハ) 業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ「中期経営計画」及び各年度「事業方針」を立案し、全社的な目標を設定する。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行している。

#### 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (イ) 「ハザマ行動規範」の具体的解説を含む「コンプライアンスマニュアル」の制定を行うなど、法令遵守、企業倫理の観点から関連規定の整備充実を図っている。
- (ロ) コンプライアンス意識の浸透を図るべく、各部門にコンプライアンス体制の推進責任者及び推進担当者を任命している。
- (ハ) 定期的な教育・研修を実施し、コンプライアンス意識の徹底を図っている。
- (ニ) 法令・社内規定違反その他コンプライアンスに関する問題の発生を早期に把握して解決する仕組みとして、内部通報制度を整備している。

#### 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

取締役は、子会社・関連会社よりその事業内容の定期的な報告を受けている。また、グループ各社別に担当部門を定め、会社間の指示・要請の伝達が効率的に行われる体制とするとともに、担当部門は、子会社・関連会社が行为主体となる重要な事項について、当社決裁基準に従い、取締役会、経営会議に報告または承認を諮る。また、監査役及び内部監査部門の監査を実施し、その状況を確認している。

#### 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (イ) 監査役の職務を補助するため、監査役会事務局を置いている。監査役会事務局は、内部監査部門スタッフの兼務とするが、監査役会が求めた場合、監査役会が同意する専従者を配置する。
- (ロ) 内部監査部門は、監査役監査を補完するため、監査役と協議または意見交換を行い、内部監査計画等を作成するとともに、監査役の監査が効率的に実施できるよう、監査役と緊密な連携を保持している。

取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (イ) 取締役及び使用人は、各種規定に従い当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に適時に報告している。
- (ロ) 監査役が取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議その他の重要な会議または委員会に出席し、意見を述べるができるよう、社内規定の整備充実を図っている。
- (ハ) 代表取締役は、監査役及び監査役会と定期的に会合を持ち、経営方針、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク等について意見交換し、監査役との相互認識を深めるよう努める。

財務報告に係る内部統制の整備及び運用に関する体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの構築を行っている。また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

- (イ) 当社におけるコンプライアンスを徹底するため、「反社会的勢力による被害を防止する基本方針」を制定し、「反社会的勢力対応マニュアル」を整備している。
- (ロ) 当社は社会秩序や健全な企業活動を阻害するおそれのある反社会的勢力との一切の関係を遮断し、それらとの接触を未然に回避する。万一、それらの勢力から不当な要求を受けた場合には、警察・弁護士等の外部機関との連携・相談により、組織として毅然とした態度で法的手段を含めた対応をする。

#### (6) その他

取締役会にて決議できる株主総会決議事項

- (イ) 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めることができる旨定款に定めている。これは、将来に向けた機動的な資本政策の選択を可能にするためのものである。
- (ロ) 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む）及び監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めている。これは、取締役及び監査役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できることを目的としたものである。

取締役の定数

当社の取締役は、10名以内とする旨定款に定めている。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また、累積投票によらない旨、定款に定めている。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めている。

当社発行の優先株式について議決権を有しないこととしている理由

既存株主への影響を考慮したためである。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)
提出会社			52	0
連結子会社			6	
計			58	0

【その他重要な報酬の内容】

該当なし。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

海外工事入札用財務諸表の認証業務

【監査報酬の決定方針】

該当なし。

## 第5 【経理の状況】

### 1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に準拠して作成し、「建設業法施行規則」(昭和24年建設省令第14号)に準じて記載している。

なお、前連結会計年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)は改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成している。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)第2条の規定に基づき、同規則及び「建設業法施行規則」(昭和24年建設省令第14号)により作成している。

なお、前事業年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成している。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)及び当連結会計年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)の連結財務諸表、並びに前事業年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)及び当事業年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けている。

1【連結財務諸表等】  
 (1)【連結財務諸表】  
     【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金預金	26,021	25,667
受取手形・完成工事未収入金等	55,310	59,688
有価証券	2 0	2 0
未成工事支出金	12,718	10,829
その他のたな卸資産	977	1,608
立替金	15,253	15,233
繰延税金資産	4,485	2,020
その他	4,930	4,535
貸倒引当金	10	426
流動資産合計	119,687	119,158
固定資産		
有形固定資産		
建物・構築物	2 15,513	2 15,410
機械・運搬具及び工具器具備品	11,042	10,310
土地	2 14,498	2 14,376
その他	-	3
減価償却累計額	19,009	18,667
有形固定資産合計	22,045	21,433
無形固定資産	334	312
投資その他の資産		
投資有価証券	1, 2 12,778	1, 2 8,099
長期貸付金	146	95
繰延税金資産	1,072	4,074
その他	1, 2 3,354	1 6,343
貸倒引当金	151	1,772
投資その他の資産合計	17,200	16,839
固定資産合計	39,579	38,585
資産合計	159,267	157,743

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形・工事未払金等	56,574	62,448
短期借入金	<sup>2</sup> 14,151	<sup>2</sup> 10,019
未成工事受入金	19,429	14,424
預り金	19,465	17,609
完成工事補償引当金	582	446
賞与引当金	355	408
工事損失引当金	182	125
その他	3,202	4,612
流動負債合計	113,944	110,095
固定負債		
長期借入金	<sup>2</sup> 9,136	<sup>2</sup> 11,461
退職給付引当金	4,850	5,677
環境対策引当金	195	195
その他	15	26
固定負債合計	14,198	17,361
負債合計	128,143	127,457
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	12,000	12,000
資本剰余金	9,000	9,000
利益剰余金	8,598	9,168
自己株式	7	95
株主資本合計	29,590	30,073
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,496	153
繰延ヘッジ損益	5	0
評価・換算差額等合計	1,490	153
新株予約権	42	60
純資産合計	31,123	30,286
負債純資産合計	159,267	157,743

## 【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
売上高		
完成工事高	208,592	212,534
その他の事業売上高	12,411	11,742
売上高合計	221,003	224,276
売上原価		
完成工事原価	194,452	196,870
その他の事業売上原価	11,316	10,651
売上原価合計	205,768	207,522
売上総利益		
完成工事総利益	14,140	15,663
その他の事業総利益	1,094	1,090
売上総利益合計	15,234	16,754
販売費及び一般管理費	10,792 <sub>1</sub>	12,307 <sub>1</sub>
営業利益	4,442	4,446
営業外収益		
受取利息	69	68
受取配当金	216	161
その他	50	149
営業外収益合計	336	380
営業外費用		
支払利息	1,023	988
先行投資費用	537	-
為替差損	451	727
その他	365	455
営業外費用合計	2,378	2,171
経常利益	2,400	2,655

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
<b>特別利益</b>		
前期損益修正益	2 146	-
固定資産売却益	3 88	-
投資有価証券売却益	182	699
その他	36	121
特別利益合計	454	820
<b>特別損失</b>		
貸倒引当金繰入額	-	1,640
損害賠償金	262	-
その他	59	313
特別損失合計	322	1,954
税金等調整前当期純利益	2,532	1,522
法人税、住民税及び事業税	770	139
法人税等調整額	918	380
法人税等合計	1,689	519
当期純利益	843	1,002

## 【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
前期末残高	12,000	12,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	12,000	12,000
<b>資本剰余金</b>		
前期末残高	9,000	9,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	9,000	9,000
<b>利益剰余金</b>		
前期末残高	8,128	8,598
当期変動額		
剰余金の配当	373	431
当期純利益	843	1,002
当期変動額合計	469	570
当期末残高	8,598	9,168
<b>自己株式</b>		
前期末残高	6	7
当期変動額		
自己株式の取得	1	87
当期変動額合計	1	87
当期末残高	7	95
<b>株主資本合計</b>		
前期末残高	29,121	29,590
当期変動額		
剰余金の配当	373	431
当期純利益	843	1,002
自己株式の取得	1	87
当期変動額合計	468	482
当期末残高	29,590	30,073

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
<b>評価・換算差額等</b>		
<b>その他有価証券評価差額金</b>		
前期末残高	3,425	1,496
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,929	1,342
当期変動額合計	1,929	1,342
当期末残高	1,496	153
<b>繰延ヘッジ損益</b>		
前期末残高	4	5
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1	5
当期変動額合計	1	5
当期末残高	5	0
<b>評価・換算差額等合計</b>		
前期末残高	3,421	1,490
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,930	1,337
当期変動額合計	1,930	1,337
当期末残高	1,490	153
<b>新株予約権</b>		
前期末残高	42	42
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	17
当期変動額合計	-	17
当期末残高	42	60
<b>純資産合計</b>		
前期末残高	32,585	31,123
当期変動額		
剰余金の配当	373	431
当期純利益	843	1,002
自己株式の取得	1	87
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,930	1,320
当期変動額合計	1,462	837
当期末残高	31,123	30,286

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	2,532	1,522
減価償却費	818	677
貸倒引当金の増減額（ は減少）	16	2,038
受取利息及び受取配当金	285	230
支払利息	1,023	988
為替差損益（ は益）	485	358
投資有価証券評価損益（ は益）	29	-
有形固定資産売却損益（ は益）	81	46
投資有価証券売却損益（ は益）	182	699
売上債権の増減額（ は増加）	2,936	7,203
未成工事支出金の増減額（ は増加）	2,411	1,888
たな卸資産の増減額（ は増加）	473	630
立替金の増減額（ は増加）	7,054	19
仕入債務の増減額（ は減少）	10,411	5,874
未成工事受入金の増減額（ は減少）	7,097	5,004
預り金の増減額（ は減少）	4,195	1,856
未払消費税等の増減額（ は減少）	1,172	2,545
その他	1,372	392
小計	2,321	726
利息及び配当金の受取額	267	265
利息の支払額	1,073	939
法人税等の支払額	867	389
営業活動によるキャッシュ・フロー	648	335
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券及び投資有価証券の取得による支出	593	106
有価証券及び投資有価証券の売却による収入	490	3,214
有形固定資産の取得による支出	180	176
有形固定資産の売却による収入	221	102
貸付けによる支出	118	110
貸付金の回収による収入	103	153
その他	417	80
投資活動によるキャッシュ・フロー	340	3,157
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額（ は減少）	400	50
長期借入れによる収入	3,500	12,371
長期借入金の返済による支出	4,789	14,228
配当金の支払額	373	431
その他	1	87
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,064	2,326

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
現金及び現金同等物に係る換算差額	499	358
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	1,575	137
現金及び現金同等物の期首残高	27,103	25,528
現金及び現金同等物の期末残高	25,528	25,665

【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

該当事項なし。

当連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

該当事項なし。

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

項目	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社の数 2社 青山機工(株) ハザマ興業(株) (2) 主要な非連結子会社名 (株)ジオスケープ 非連結子会社は、企業集団における重要性が低く、またこれらの総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等の観点からみて、いずれもそれぞれ小規模であり、全体としても連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていない。	(1) 連結子会社の数 2社 青山機工(株) ハザマ興業(株) (2) 主要な非連結子会社名 (株)ジオスケープ 同左
2 持分法の適用に関する事項	持分法適用の非連結子会社数 無し 持分法適用の関連会社数 無し 持分法非適用の主要な非連結子会社名 (株)ジオスケープ 持分法非適用の主要な関連会社名 青山エナジーサービス(株) 持分法非適用会社である非連結子会社及び関連会社については、それぞれ連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、これらの会社に対する投資については持分法を適用せず原価法により評価している。 なお、前連結会計年度まで、持分法非適用の主要な関連会社であった(株)アッシュクリートは、当連結会計年度において会社を解散している。	持分法適用の非連結子会社数 無し 持分法適用の関連会社数 無し 持分法非適用の主要な非連結子会社名 (株)ジオスケープ 持分法非適用の主要な関連会社名 青山エナジーサービス(株) 持分法非適用会社である非連結子会社及び関連会社については、それぞれ連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、これらの会社に対する投資については持分法を適用せず原価法により評価している。
3 連結子会社の事業年度等に関する事項	連結子会社の決算日は、連結決算日と一致している。	同左
4 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法	有価証券 満期保有目的の債券 償却原価法 その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法 デリバティブ 時価法	有価証券 満期保有目的の債券 同左 その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左 デリバティブ 同左

項目	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法	<p>たな卸資産 未成工事支出金 個別法による原価法 未成業務支出金 個別法による原価法</p> <p>材料貯蔵品 移動平均法による原価法</p> <p>有形固定資産 建物については定額法(連結子会社1社は定率法)、その他の有形固定資産については定率法によっている。 なお、連結子会社(1社)のリース資産については、リース契約期間を耐用年数とする定額法によっている。 また、耐用年数及び残存価額については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。 (会計方針の変更) 法人税法の改正((所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日法律第6号)及び(法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日政令第83号))に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更している。 なお、この変更による損益に与える影響は軽微である。 (追加情報) 法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌連結会計年度から5年間で均等償却する方法によっている。 この変更により、営業利益は99百万円、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ102百万円減少している。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載している。</p>	<p>たな卸資産 未成工事支出金 同左 未成業務支出金 個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定) 材料貯蔵品 移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定) (会計方針の変更) 当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分)を適用している。 これによる損益に与える影響は軽微である。 有形固定資産(リース資産を除く) 建物については定額法(連結子会社1社は定率法)、その他の有形固定資産については定率法によっている。 なお、耐用年数及び残存価額については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。</p>

項目	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
(3) 重要な引当金の計上基準	<p><b>無形固定資産</b> 定額法によっている。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。 ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっている。</p> <p><b>貸倒引当金</b> 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。 なお、回収可能性がほとんどないと判断した回収不能見込額(323百万円)については、金融商品に係る会計基準（「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成11年1月22日））の適用により、債権から直接減額している。</p> <p><b>完成工事補償引当金</b> 完成工事にかかわる責任補修に備えるため、過去の一定期間における補修実績率に基づいて計上している。</p> <p><b>賞与引当金</b> 従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額基準により計上している。</p> <p><b>工事損失引当金</b> 受注工事に係わる将来の損失に備えるため、損失発生の可能性が高く、かつ、その損失見込額を合理的に見積もることができる工事について、当該損失見込額を計上している。</p>	<p>無形固定資産（リース資産を除く）</p> <p>定額法によっている。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。 ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっている。</p> <p><b>リース資産</b> 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用している。 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。</p> <p><b>貸倒引当金</b> 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。 なお、回収可能性がほとんどないと判断した回収不能見込額(316百万円)については、金融商品に係る会計基準（「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成11年1月22日））の適用により、債権から直接減額している。</p> <p><b>完成工事補償引当金</b> 同左</p> <p><b>賞与引当金</b> 同左</p> <p><b>工事損失引当金</b> 同左</p>

項目	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
	<p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上している。</p> <p>なお、提出会社における会計基準変更時差異(9,984百万円)については、15年による按分額を費用処理している。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(9年)による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしている。</p> <p>なお、提出会社は会社分割により会計基準変更時差異及び数理計算上の差異を承継しており、上記費用処理年数は承継前の期間を含めた年数となっている。</p> <p>環境対策引当金 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により義務付けられているPCB廃棄物の処理に備えるため、当該処理費用見込額を計上している。</p> <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。</p> <p>ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっている。</p> <p>ただし、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っている。</p> <p>また、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用している。</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 デリバティブ取引(金利スワップ及び為替予約取引) ヘッジ対象 相場変動等による損失の可能性のある資産・負債のうち、相場変動等が評価に反映されていないもの及びキャッシュ・フローが固定されその変動が回避されるもの。</p>	<p>退職給付引当金 同左</p> <p>環境対策引当金 同左</p> <p>ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 同左 ヘッジ対象 同左</p>
(4) 重要なリース取引の処理方法		
(5) 重要なヘッジ会計の方法		

項目	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項	<p>ヘッジ方針 現在又は将来において、ヘッジ対象となる資産・負債が存在する場合に限りデリバティブ取引を利用する方針であり、短期的な売買差益の獲得や投機を目的とするデリバティブ取引は行わない。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性の判定時点までの期間におけるヘッジ対象及びヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計額を比較することにより、ヘッジの有効性を評価している。</p> <p>完成工事高の計上基準 原則として工事進行基準を採用している。ただし、提出会社は、工期1年以下または請負金額1億円未満の工事については工事完成基準によっている。 なお、工事進行基準によった完成工事高は128,896百万円、完成工事原価は119,999百万円である。</p> <p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理は、税抜方式によっている。</p>	<p>ヘッジ方針 同左</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法 同左</p> <p>完成工事高の計上基準 原則として工事進行基準を採用している。ただし、提出会社は、工期1年以下または請負金額1億円未満の工事については工事完成基準によっている。 なお、工事進行基準によった完成工事高は144,993百万円、完成工事原価は134,613百万円である。 ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準 リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっている。 消費税等の会計処理 同左</p>
5 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	連結子会社の資産及び負債の評価は全面時価評価法によっている。	同左
6 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなる。	同左

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

<p>前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)</p>
	<p>(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引について、従来は、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっていたが、当連結会計年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっている。 これによる損益に与える影響はない。</p> <p>(積算関係費用及び先行投資費用に関する会計処理) 従来、受注が未確定な案件にかかる積算関係費用については、売上原価に計上し、また失注した案件にかかる先行投資費用については、営業外費用に計上していたが、当連結会計年度により、いずれも販売費及び一般管理費に計上する方法に変更した。 総合評価落札方式の導入にみられる近年の受注環境の変化等により、積算部門の営業支援機能の重要性が増し、積算関係費用の販売費的性格が強くなってきたこと、並びに先行投資費用の内容も次第に変化し、積算費用等の割合が増加傾向にあること等から、当社は、新中期経営計画「ハザマ第3次中期計画」(平成20年4月～平成23年3月)の開始を機に、これらの費用の管理方法等について一部見直しを行い、営業戦略費用として集約管理していくこととし、より適正な損益区分の表示を実現するため、販売費及び一般管理費に計上することとした。 この変更により、従来の方法と比べて、当連結会計年度の売上原価が184百万円減少し、販売費及び一般管理費が639百万円増加し、営業利益が454百万円減少しているが、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はない。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載している。</p> <p>(控除不能外国税に関する会計処理) 従来、海外の所得にかかる外国税で、税額控除不能なものについては、法人税・住民税及び事業税に計上していたが、当連結会計年度より売上原価に計上する方法に変更した。 当社は、新中期経営計画「ハザマ第3次中期計画」(平成20年4月～平成23年3月)の開始を機に、控除不能外国税の金額的重要性が高まるなか、海外事業の採算性管理方法の一部について見直しを行った。 この変更は、控除不能外国税を含めた海外事業のコスト管理を徹底すると共に、セグメント別の事業採算を明瞭に表示し、より適正な経営指標等の提供を行うために行ったものである。 この変更により、従来の方法と比べて、当連結会計年度の売上原価が340百万円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益が同額減少している。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載している。</p>

【表示方法の変更】

<p>前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
<p>(連結損益計算書関係)</p> <p>1 前連結会計年度において、特別利益の「その他」に含めていた「前期損益修正益」は、特別利益の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より区分掲記している。なお、前連結会計年度の「前期損益修正益」の額は60百万円である。</p> <p>2 前連結会計年度において、区分掲記していた「投資有価証券評価損」(当連結会計年度29百万円)は、特別損失の総額の100分の10以下となったため、特別損失の「その他」に含めて表示している。</p> <p>3 前連結会計年度において、区分掲記していた「訴訟和解費用」(当連結会計年度9百万円)は、特別損失の総額の100分の10以下となったため、特別損失の「その他」に含めて表示している。</p>	<p>(連結損益計算書関係)</p> <p>1 前連結会計年度において区分掲記していた「前期損益修正益」(当連結会計年度81百万円)は、特別利益の総額の100分の10以下となったため、特別利益の「その他」に含めて表示している。</p> <p>2 前連結会計年度において区分掲記していた「固定資産売却益」(当連結会計年度3百万円)は、特別利益の総額の100分の10以下となったため、特別利益の「その他」に含めて表示している。</p> <p>3 前連結会計年度において区分掲記していた「損害賠償金」(当連結会計年度31百万円)は、特別損失の総額の100分の10以下となったため、特別損失の「その他」に含めて表示している。</p> <p>(連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>1 前連結会計年度において、区分掲記していた「投資有価証券評価損益(は益)」(当連結会計年度13百万円)は、重要性が乏しくなったため、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示している。</p>

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成20年3月31日)		当連結会計年度 (平成21年3月31日)	
1	1	1	1
このうち非連結子会社及び関連会社に対する金額は、次のとおりである。		このうち非連結子会社及び関連会社に対する金額は、次のとおりである。	
	投資有価証券(株式) 289百万円		投資有価証券(株式) 288百万円
	投資その他の資産・ その他(出資金) 100		投資その他の資産・ その他(出資金) 100
2	2	2	2
担保に供している資産は次のとおりである。		担保に供している資産は次のとおりである。	
(イ) 次の債務に対して下記の資産を担保に供している。		(イ) 次の債務に対して下記の資産を担保に供している。	
債務の内訳		債務の内訳	
	短期借入金 8,484百万円		短期借入金 1,723百万円
	長期借入金 7,586		長期借入金 8,898
担保差入資産		担保差入資産	
	建物・構築物 4,841百万円		建物・構築物 4,642百万円
	土地 13,471		土地 13,349
	投資有価証券 7,065		投資有価証券 225
	計 25,378		計 18,217
(ロ) 工事保証等に対して下記の資産を担保に供している。		(ロ) 工事保証等に対して下記の資産を担保に供している。	
	有価証券 0百万円		有価証券 0百万円
	建物・構築物 273		建物・構築物 258
	土地 84		土地 84
	投資有価証券 640		投資有価証券 584
	投資その他の資産・ その他 167		
	計 1,166		計 928
(ハ) 関係会社の借入金(3,295百万円)に対して下記の資産を担保に供している。		(ハ) 関係会社の借入金(2,971百万円)に対して下記の資産を担保に供している。	
	投資有価証券 24百万円		投資有価証券 24百万円
3	保証債務	3	保証債務
(イ) 下記の借入金について保証を行っている。		(イ) 下記の借入金について保証を行っている。	
	従業員住宅ローン 99百万円		従業員住宅ローン 48百万円
4		4	受取手形裏書譲渡高 3百万円

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
1	1	1	1
販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりである。		販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりである。	
	従業員給料手当 4,579百万円		従業員給料手当 4,772百万円
	退職給付費用 844		賞与引当金繰入額 110
			退職給付費用 846
			貸倒引当金繰入額 414
			調査研究費 1,238
2	研究開発費	2	研究開発費
一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額は、1,337百万円である。		一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額は、1,333百万円である。	
3	2	3	
前期損益修正益の内訳は次のとおりである。			
	支払不要債務戻入益 145百万円		
	その他 1		
	計 146		
4	3	4	
固定資産売却益の内訳は次のとおりである。			
	機械装置 76百万円		
	その他 12		
	計 88		

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末 株式数(千株)	増加株式数(千株)	減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
普通株式	100,000			100,000
第 種優先株式	750			750
第 種優先株式	875			875
第 種優先株式	875			875
第 種優先株式	250			250
合計	102,750			102,750

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末 株式数(千株)	増加株式数(千株)	減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
普通株式	25	8		34

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りである。

単元未満株式の買取りによる増加 8千株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(千株)				当連結 会計年度 末残高 (百万円)
			前連結 会計年度末	増加	減少	当連結 会計年度末	
提出会社	平成18年新株予約権	普通株式	12,500			12,500	42
合計			12,500			12,500	42

(注) 目的となる株式の数は、権利行使可能数を記載している。

#### 4 配当に関する事項

##### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	149	1.50	平成19年3月31日	平成19年6月29日
平成19年6月28日 定時株主総会	第 種 優先株式	52	70.52	平成19年3月31日	平成19年6月29日
平成19年6月28日 定時株主総会	第 種 優先株式	70	80.52	平成19年3月31日	平成19年6月29日
平成19年6月28日 定時株主総会	第 種 優先株式	79	90.52	平成19年3月31日	平成19年6月29日
平成19年6月28日 定時株主総会	第 種 優先株式	21	85.52	平成19年3月31日	平成19年6月29日
合計		373			

##### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	149	1.50	平成20年3月31日	平成20年6月30日
平成20年6月27日 定時株主総会	第 種 優先株式	利益 剰余金	68	91.52	平成20年3月31日	平成20年6月30日
平成20年6月27日 定時株主総会	第 種 優先株式	利益 剰余金	88	101.52	平成20年3月31日	平成20年6月30日
平成20年6月27日 定時株主総会	第 種 優先株式	利益 剰余金	97	111.52	平成20年3月31日	平成20年6月30日
平成20年6月27日 定時株主総会	第 種 優先株式	利益 剰余金	26	106.52	平成20年3月31日	平成20年6月30日
合計			431			

当連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

##### 1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末 株式数(千株)	増加株式数(千株)	減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
普通株式	100,000			100,000
第 種優先株式	750			750
第 種優先株式	875			875
第 種優先株式	875			875
第 種優先株式	250			250
合計	102,750			102,750

##### 2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末 株式数(千株)	増加株式数(千株)	減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
普通株式	34	889		923

##### (変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りである。

単元未満株式の買取りによる増加 57千株  
自己株式の買付による増加 832千株

### 3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(千株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	平成18年新株予約権	普通株式	12,500			12,500	42
	ストック・オプションとしての新株予約権						17
合計			12,500			12,500	60

(注) 目的となる株式の数は、権利行使可能数を記載している。

### 4 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日定時株主総会	普通株式	149	1.50	平成20年3月31日	平成20年6月30日
平成20年6月27日定時株主総会	第種優先株式	68	91.52	平成20年3月31日	平成20年6月30日
平成20年6月27日定時株主総会	第種優先株式	88	101.52	平成20年3月31日	平成20年6月30日
平成20年6月27日定時株主総会	第種優先株式	97	111.52	平成20年3月31日	平成20年6月30日
平成20年6月27日定時株主総会	第種優先株式	26	106.52	平成20年3月31日	平成20年6月30日
合計		431			

#### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月26日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	148	1.50	平成21年3月31日	平成21年6月29日
平成21年6月26日定時株主総会	第種優先株式	利益剰余金	73	97.72	平成21年3月31日	平成21年6月29日
平成21年6月26日定時株主総会	第種優先株式	利益剰余金	94	107.72	平成21年3月31日	平成21年6月29日
平成21年6月26日定時株主総会	第種優先株式	利益剰余金	103	117.72	平成21年3月31日	平成21年6月29日
平成21年6月26日定時株主総会	第種優先株式	利益剰余金	28	112.72	平成21年3月31日	平成21年6月29日
合計			447			

#### (連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金預金勘定 26,021百万円 預入期間が3ヶ月を超える定期預金 493 現金及び現金同等物 25,528	1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金預金勘定 25,667百万円 預入期間が3ヶ月を超える定期預金 2 現金及び現金同等物 25,665

(リース取引関係)

(借手側)

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(イ) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)
機械、運搬具 及び 工具器具備品	934	343	590
その他	9	5	4
合計	943	348	594

なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定している。

(ロ) 未経過リース料期末残高相当額

1年内	247百万円
1年超	347
計	594

なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定している。

(ハ) 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	162百万円
減価償却費相当額	162

(ニ) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はないため、項目等の記載は省略している。

当連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

重要性が乏しいため記載を省略している。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりである。

(イ) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)
機械、運搬具 及び 工具器具備品	837	398	438
その他	5	3	2
合計	843	402	441

なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定している。

(ロ) 未経過リース料期末残高相当額

1年内	188百万円
1年超	252
計	441

なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定している。

(ハ) 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	237百万円
減価償却費相当額	237

(二) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はないため、項目等の記載は省略している。

(貸手側)

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(イ) リース物件の取得価額、減価償却累計額及び期末残高

	取得価額 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)	期末残高 (百万円)
機械、運搬具 工具器具備品	51	23	28
合計	51	23	28

(ロ) 未経過リース料期末残高相当額

1年内	15百万円
1年超	14
計	29

なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料及び見積残存価額の合計額の期末残高が営業債権の期末残高等に占める割合が低いいため、受取利子込み法により算定している。

(ハ) 受取リース料及び減価償却費

受取リース料	16百万円
減価償却費	8

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はないため、項目等の記載は省略している。

当連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

重要性が乏しいため記載は省略している。

(有価証券関係)

前連結会計年度

1 その他有価証券で時価のあるもの(平成20年3月31日)

区分	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えているもの			
株式	7,115	9,661	2,545
小計	7,115	9,661	2,545
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えていないもの			
株式	318	295	23
小計	318	295	23
合計	7,434	9,956	2,522

2 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
485	182	

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額(平成20年3月31日)

内容	連結貸借対照表計上額 (百万円)
(1) 満期保有目的の債券	
割引金融債	
その他	0
合計	0
(2) その他有価証券	
非上場株式	2,531
合計	2,531

4 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額

(平成20年3月31日)

区分	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
満期保有目的の債券				
割引金融債				
その他	0			
合計	0			

当連結会計年度

1 その他有価証券で時価のあるもの(平成21年3月31日)

区分	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えているもの 株式	2,735	3,396	660
小計	2,735	3,396	660
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えていないもの 株式	2,298	1,896	401
小計	2,298	1,896	401
合計	5,034	5,292	258

2 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
3,199	699	

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額(平成21年3月31日)

内容	連結貸借対照表計上額 (百万円)
(1) 満期保有目的の債券	
割引金融債	
その他	0
合計	0
(2) その他有価証券	
非上場株式	2,518
合計	2,518

4 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額

(平成21年3月31日)

区分	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
満期保有目的の債券				
割引金融債				
その他	0			
合計	0			

(デリバティブ取引関係)

1 取引の状況に関する事項

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>(1) 取引の内容 当社グループは、為替予約取引、金利スワップ取引を利用している。</p> <p>(2) 取引に対する取組方針、利用目的 当社グループは、為替変動リスクを回避する目的で為替予約取引を利用している。また、変動金利が適用される外部有利子負債の残高の範囲内で、金利上昇リスクを回避する目的で、金利スワップ取引を利用している。なお、当社グループが利用しているデリバティブ取引に投機目的のものはない。</p> <p>(3) 取引に係るリスクの内容 当社グループが利用している為替予約取引は、為替変動によるリスクを有しており、変動金利を固定金利に交換したスワップ取引は市場金利の変動によるリスクを有している。なお、当社グループのデリバティブ取引にかかる取引先はいずれも信用度の高い銀行であり、取引先の信用リスクはないと判断している。</p> <p>(4) 取引に係るリスクの管理体制 当社グループのデリバティブ取引は、取引の執行と管理に関する権限・責任・実務内容等を定めた各社の内規に基づき、管理部門責任者が取引の決裁を行い、財務部門において取引の実行・取引内容の確認・リスク管理がなされている。また、デリバティブ取引の実施状況が定期的に各社の担当役員まで報告されている。</p> <p>(5) 「取引の時価等に関する事項」に係る補足説明等 「取引の時価等に関する事項」の「契約額等」はデリバティブ取引における名目的な契約額または想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではない。</p>	<p>(1) 取引の内容 同左</p> <p>(2) 取引に対する取組方針、利用目的 同左</p> <p>(3) 取引に係るリスクの内容 同左</p> <p>(4) 取引に係るリスクの管理体制 同左</p> <p>(5) 「取引の時価等に関する事項」に係る補足説明等 同左</p>

2 取引の時価等に関する事項

前連結会計年度末(平成20年3月31日)

当社グループはヘッジ会計を適用しているため、該当事項はない。

当連結会計年度末(平成21年3月31日)

当社グループはヘッジ会計を適用しているため、該当事項はない。

(退職給付関係)

前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)																																																				
<p>1 採用している退職給付制度の概要 適格退職年金制度 昭和58年 4月 1日から退職金制度の一部について適格退職年金制度を採用している。 退職一時金制度 退職金規程に基づく退職金一時金制度を採用している。</p> <p>2 退職給付債務に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">22,059百万円</td> </tr> <tr> <td>年金資産</td> <td style="text-align: right;">11,684</td> </tr> <tr> <td>未積立退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">10,375</td> </tr> <tr> <td>会計基準変更時差異の未処理額</td> <td style="text-align: right;">2,350</td> </tr> <tr> <td>未認識数理計算上の差異</td> <td style="text-align: right;">3,174</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">連結貸借対照表計上額純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">4,850</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">4,850</td> </tr> </table> <p>(注) 子会社は、退職給付債務の算定にあたり簡便法を採用している。</p> <p>3 退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">勤務費用</td> <td style="text-align: right;">963百万円</td> </tr> <tr> <td>利息費用</td> <td style="text-align: right;">534</td> </tr> <tr> <td>期待運用収益</td> <td style="text-align: right;">342</td> </tr> <tr> <td>会計基準変更時差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">343</td> </tr> <tr> <td>数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">452</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">退職給付費用</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,951</td> </tr> </table> <p>(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は「勤務費用」に計上している。</p> <p>4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 退職給付見込額の期間 期間定額基準 配分方法 割引率 2.5% 期待運用収益率 2.5% 数理計算上の差異の処理年数 9年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌連結会計年度から費用処理することとしている。) 会計基準変更時差異の処理年数 15年</p>	退職給付債務	22,059百万円	年金資産	11,684	未積立退職給付債務	10,375	会計基準変更時差異の未処理額	2,350	未認識数理計算上の差異	3,174	連結貸借対照表計上額純額	4,850	退職給付引当金	4,850	勤務費用	963百万円	利息費用	534	期待運用収益	342	会計基準変更時差異の費用処理額	343	数理計算上の差異の費用処理額	452	退職給付費用	1,951	<p>1 採用している退職給付制度の概要 適格退職年金制度 昭和58年 4月 1日から退職金制度の一部について適格退職年金制度を採用している。 退職一時金制度 退職金規程に基づく退職金一時金制度を採用している。</p> <p>2 退職給付債務に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">21,636百万円</td> </tr> <tr> <td>年金資産</td> <td style="text-align: right;">8,821</td> </tr> <tr> <td>未積立退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">12,814</td> </tr> <tr> <td>会計基準変更時差異の未処理額</td> <td style="text-align: right;">2,014</td> </tr> <tr> <td>未認識数理計算上の差異</td> <td style="text-align: right;">5,122</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">連結貸借対照表計上額純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">5,677</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">5,677</td> </tr> </table> <p>(注) 子会社は、退職給付債務の算定にあたり簡便法を採用している。</p> <p>3 退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">勤務費用</td> <td style="text-align: right;">958百万円</td> </tr> <tr> <td>利息費用</td> <td style="text-align: right;">530</td> </tr> <tr> <td>期待運用収益</td> <td style="text-align: right;">292</td> </tr> <tr> <td>会計基準変更時差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">335</td> </tr> <tr> <td>数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">720</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">退職給付費用</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,253</td> </tr> </table> <p>(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は「勤務費用」に計上している。</p> <p>4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 退職給付見込額の期間 期間定額基準 配分方法 割引率 2.5% 期待運用収益率 2.5% 数理計算上の差異の処理年数 9年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌連結会計年度から費用処理することとしている。) 会計基準変更時差異の処理年数 15年</p>	退職給付債務	21,636百万円	年金資産	8,821	未積立退職給付債務	12,814	会計基準変更時差異の未処理額	2,014	未認識数理計算上の差異	5,122	連結貸借対照表計上額純額	5,677	退職給付引当金	5,677	勤務費用	958百万円	利息費用	530	期待運用収益	292	会計基準変更時差異の費用処理額	335	数理計算上の差異の費用処理額	720	退職給付費用	2,253
退職給付債務	22,059百万円																																																				
年金資産	11,684																																																				
未積立退職給付債務	10,375																																																				
会計基準変更時差異の未処理額	2,350																																																				
未認識数理計算上の差異	3,174																																																				
連結貸借対照表計上額純額	4,850																																																				
退職給付引当金	4,850																																																				
勤務費用	963百万円																																																				
利息費用	534																																																				
期待運用収益	342																																																				
会計基準変更時差異の費用処理額	343																																																				
数理計算上の差異の費用処理額	452																																																				
退職給付費用	1,951																																																				
退職給付債務	21,636百万円																																																				
年金資産	8,821																																																				
未積立退職給付債務	12,814																																																				
会計基準変更時差異の未処理額	2,014																																																				
未認識数理計算上の差異	5,122																																																				
連結貸借対照表計上額純額	5,677																																																				
退職給付引当金	5,677																																																				
勤務費用	958百万円																																																				
利息費用	530																																																				
期待運用収益	292																																																				
会計基準変更時差異の費用処理額	335																																																				
数理計算上の差異の費用処理額	720																																																				
退職給付費用	2,253																																																				

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

該当事項なし。

当連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1 当該連結会計年度における費用計上額及び科目名

完成工事原価	1百万円
販売費及び一般管理費	16百万円

2 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権A	第1回新株予約権B
決議年月日	平成20年6月27日	平成20年6月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役8名、執行役員13名	当社幹部従業員76名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 110,400	普通株式 722,000
付与日	平成20年7月15日	平成20年7月15日
権利確定条件	第5回定時株主総会終結後、次回定時株主総会終結まで継続して当社の取締役または執行役員のいずれかの地位にあること。ただし、死亡または会社都合により当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した場合はこの限りではない。	付与日から平成22年7月15日まで継続して当社の使用人の地位にあること。ただし、死亡、定年退職または会社都合により当社の使用人の地位を喪失した場合はこの限りではない。
対象勤務期間	自 平成20年7月15日 至 平成21年7月14日	自 平成20年7月15日 至 平成22年7月15日
権利行使期間	自 平成21年7月15日 至 平成31年7月14日	自 平成22年7月16日 至 平成27年7月15日

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

スtock・オプションの数

	第1回新株予約権A	第1回新株予約権B
権利確定前		
期首(株)		
付与(株)	110,400	722,000
失効(株)		
権利確定(株)		
未確定残(株)	110,400	722,000
権利確定後		
期首(株)		
権利確定(株)		
権利行使(株)		
失効(株)		
未行使残(株)		

単価情報

	第1回新株予約権A	第1回新株予約権B
権利行使価格(円)	1	125
行使時平均株価(円)		
付与日における公正な評価単価(円)	107	30

3 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 使用した算定技法

ブラック・ショールズ式

(2) 使用した主な基礎数値及びその見積方法

	第1回新株予約権A	第1回新株予約権B
株価変動性(注1)	42.3%	35.6%
予想残存期間(注2)	6年	4.5年
予想配当(注3)	1.5円/株	1.5円/株
無リスク利率(注4)	1.171%	1.061%

- (注) 1. 株式報酬型は平成15年10月1日～平成20年7月15日の株価実績、通常型は平成16年1月15日から平成20年7月15日の株価実績に基づき算定している。  
 2. 十分なデータの蓄積が無く、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっている。  
 3. 平成20年3月期の配当実績による。  
 4. 予想残存期間に対応する期間の国債の利回りを採用している。

4 スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用している。

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成20年3月31日)		当連結会計年度 (平成21年3月31日)	
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
(繰延税金資産) 百万円		(繰延税金資産) 百万円	
繰越欠損金	195	繰越欠損金	1,129
貸倒引当金損金	784	貸倒引当金損金	1,392
算入限度超過額等		算入限度超過額等	
固定資産未実現利益	209	固定資産未実現利益	209
進行基準決算損	499	進行基準決算損	864
退職給付引当金	1,925	退職給付引当金	2,286
その他	5,107	その他	2,082
繰延税金資産小計	8,721	繰延税金資産小計	7,965
評価性引当額	2,137	評価性引当額	1,765
繰延税金資産合計	6,584	繰延税金資産合計	6,200
(繰延税金負債)		(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	1,026	その他有価証券評価差額金	105
繰延税金負債合計	1,026	繰延税金負債合計	105
繰延税金資産の純額	5,557	繰延税金資産の純額	6,094
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
	%		%
法定実効税率	40.7	法定実効税率	40.7
(調整)		(調整)	
永久に損金に算入されない項目	11.8	永久に損金に算入されない項目	11.5
住民税均等割等	9.8	住民税均等割等	13.8
その他	4.4	評価性引当額の増減	24.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	66.7	その他	7.4
		税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.2

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

	建設事業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益					
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	208,592	12,411	221,003		221,003
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	1	30,663	30,664	(30,664)	
計	208,593	43,074	251,667	(30,664)	221,003
営業費用	203,921	42,619	246,540	(29,979)	216,560
営業利益	4,672	455	5,127	(684)	4,442
資産・減価償却費及び資本 的支出					
資産	114,249	19,155	133,404	25,862	159,267
減価償却費	685	107	793	24	818
資本的支出	127	45	173		173

(注) 1 事業区分の方法及び各区分に属する主要な事業の内容

(1) 事業区分の方法

日本標準産業分類及び連結損益計算書の売上集計区分を勘案して区分した。

(2) 各事業区分に属する主要な内容

建設事業：土木・建築その他建設工事全般に関する事業

その他の事業：建設資材の販売、リースに関する事業及びその他の事業

2 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は671百万円である。その主なものは、提出会社本店の総務部等管理部門に係る費用である。

3 資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は40,878百万円である。その主なものは、提出会社での余資運用資金(現金及び有価証券)、長期投資資金(投資有価証券)及び管理部門に係る資産等である。

4 追加情報

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の4.(2)に記載の通り、当連結会計年度より法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、償却可能限度まで償却が終了した翌連結会計年度から5年間で均等償却する方法によっている。この結果、当連結会計年度の営業費用は、建設事業が76百万円、その他事業が22百万円増加し、営業利益が同額減少している。

当連結会計年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

	建設事業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益					
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	212,534	11,742	224,276		224,276
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	1	24,606	24,608	(24,608)	
計	212,536	36,348	248,885	(24,608)	224,276
営業費用	207,855	35,930	243,786	(23,956)	219,830
営業利益	4,680	418	5,098	(652)	4,446
資産・減価償却費及び資本 的支出					
資産	117,703	17,927	135,630	22,113	157,743
減価償却費	559	92	651	25	677
資本的支出	176	66	243		243

(注) 1 事業区分の方法及び各区分に属する主要な事業の内容

(1) 事業区分の方法

日本標準産業分類及び連結損益計算書の売上集計区分を勘案して区分した。

(2) 各事業区分に属する主要な内容

建設事業：土木・建築その他建設工事全般に関する事業

その他の事業：建設資材の販売、リースに関する事業及びその他の事業

2 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は664百万円である。その主なものは、提出会社本店の総務部等管理部門に係る費用である。

3 資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は34,982百万円である。その主なものは、提出会社での余資運用資金(現金及び有価証券)、長期投資資金(投資有価証券)及び管理部門に係る資産等である。

4 会計処理の方法の変更

- (1) 「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載の通り、受注が未確定な案件にかかる積算関係費用と失注した案件にかかる先行投資費用について、販売費及び一般管理費に計上する方法に変更した。この変更に伴い、従来の方法と比較して、当連結会計年度の建設事業の営業利益が451百万円減少し、その他の事業の営業利益が3百万円減少している。
- (2) 「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載の通り、税額控除不能な外国税について、売上原価に計上する方法に変更した。この変更に伴い、従来の方法と比較して、当連結会計年度の建設事業の営業利益が340百万円減少している。なお、その他の事業の営業損益に与える影響はない。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

	日本 (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益					
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	185,198	35,804	221,003		221,003
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	5		5	(5)	
計	185,204	35,804	221,009	(5)	221,003
営業費用	181,345	34,551	215,897	663	216,560
営業利益	3,858	1,253	5,112	(669)	4,442
資産	95,449	22,939	118,388	40,878	159,267

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっている。

2 日本以外の地域に含まれる主な国又は地域……東南アジア、北米

3 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は671百万円である。その主なものは、提出会社本店の総務部等管理部門に係る費用である。

4 資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は40,878百万円である。その主なものは、提出会社での余資運用資金(現金及び有価証券)、長期投資資金(投資有価証券)及び管理部門に係る資産等である。

5 追加情報

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の4.(2)に記載の通り、当連結会計年度より法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、償却可能限度まで償却が終了した翌連結会計年度から5年間で均等償却する方法によっている。この結果、当連結会計年度の営業費用は、日本で99百万円増加し、営業利益が同額減少している。

当連結会計年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

	日本 (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益					
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	199,244	25,032	224,276		224,276
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	5		5	(5)	
計	199,250	25,032	224,282	(5)	224,276
営業費用	194,024	25,148	219,172	657	219,830
営業利益 又は営業損失( )	5,225	115	5,110	(663)	4,446
資産	97,285	25,475	122,760	34,982	157,743

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっている。

2 日本以外の地域に含まれる主な国又は地域……東南アジア、北米

3 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は664百万円である。その主なものは、提出会社本店の総務部等管理部門に係る費用である。

4 資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は34,982百万円である。その主なものは、提出会社での余資運用資金(現金及び有価証券)、長期投資資金(投資有価証券)及び管理部門に係る資産等である。

5 会計処理の方法の変更

(1) 「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載の通り、受注が未確定な案件にかかる積算関係費用と失注した案件にかかる先行投資費用について、販売費及び一般管理費に計上する方法に変更した。この変更に伴い、従来の方法と比較して、当連結会計年度の日本の営業利益が445百万円減少し、その他の地域の営業損失が9百万円増加している。

(2) 「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載の通り、税額控除不能外国税について、売上原価に計上する方法に変更した。この変更に伴い、従来の方法と比較して、当連結会計年度のその他の地域の営業損失が340百万円増加している。なお、日本の営業損益に与える影響はない。

【海外売上高】

前連結会計年度(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

	日本以外の地域
海外売上高(百万円)	35,804
連結売上高(百万円)	221,003
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	16.2

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっている。  
2 日本以外の地域に含まれる主な国又は地域.....東南アジア、北米  
3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高である。

当連結会計年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

	日本以外の地域
海外売上高(百万円)	25,032
連結売上高(百万円)	224,276
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	11.2

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっている。  
2 日本以外の地域に含まれる主な国又は地域.....東南アジア、北米  
3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高である。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

該当事項なし。

当連結会計年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

該当事項なし。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)		当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	198.06円	1株当たり純資産額	191.04円
1株当たり当期純利益金額	5.62円	1株当たり当期純利益金額	7.07円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していない。		潜在株式調査後 1株当たり当期純利益金額	7.00円

(注)1. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(百万円)	843	1,002
普通株主に帰属しない金額(百万円)	281	298
(うち剰余金の処分による優先株式配当額(百万円))	281	298
普通株式に係る当期純利益(百万円)	562	703
普通株式の期中平均株式数(千株)	99,969	99,472
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(百万円)		298
(うち剰余金の処分による優先株式配当額(百万円))		298
普通株式増加数(千株)		43,760
(うち優先株式(千株))		43,650
(うち新株予約権(千株))		109
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式及び新株予約権。 なお、これらの概要は「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況」に記載のとおり。	平成18年新株予約権及び第1回新株予約権B なお、これらの概要は「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況」に記載のとおり。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	31,123	30,286
純資産の部の合計額から控除する額(百万円)	11,324	11,358
(うち残余財産分配請求権が優先的な株式の払込金額(百万円))	11,000	11,000
(うち剰余金の処分による優先株式配当額(百万円))	281	298
(うち新株予約権(百万円))	42	60
普通株式に係る純資産額(百万円)	19,799	18,927
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(千株)	99,965	99,076

(重要な後発事象)

該当事項なし。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項なし。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	7,300	7,350	2.04	
1年以内に返済予定の長期借入金	6,851	2,669	2.72	
1年以内に返済予定のリース債務		9		
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	9,136	11,461	2.74	平成22年～平成25年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)		22		平成22年～平成26年
小計	23,288	21,513		
内部取引の消去		27		
合計	23,288	21,485		

(注) 1 「平均利率」については、借入金の当期末残高に対する加重平均利率を記載している。なお、リース債務の「平均利率」については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載していない。

2 長期借入金、リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における返済予定額の総額は以下のとおりである。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	2,169	4,804	4,347	140
リース債務	7	6	5	3
小計	2,177	4,811	4,352	143
内部取引の消去	6	6	5	2
差引	2,170	4,805	4,347	140

(2) 【その他】

当連結会計年度における各四半期連結会計期間に係る売上高等

	第1四半期 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	第2四半期 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	第3四半期 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	第4四半期 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)
売上高 (百万円)	42,964	58,323	52,710	70,279
税金等調整前 四半期純利益 金額又は税金等 調整前四半期純 損失金額( ) (百万円)	1,101	1,528	426	1,522
四半期純利益金 額又は四半期純 損失金額( ) (百万円)	497	699	193	993
1株当たり 四半期純利益金 額又は1株当た り四半期純損失 金額( ) (円)	5.23	6.77	2.21	7.79

重要な訴訟事件等

現在、提出会社を含む多数の建設会社を被告とする全国トンネルじん肺訴訟が、全国11地方裁判所

に提訴され審理中である。

2【財務諸表等】  
(1)【財務諸表】  
【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金預金	23,829	22,726
受取手形	592	3,374
完成工事未収入金	52,806	54,749
完成業務未収入金	348	335
有価証券	0	0
未成工事支出金	11,443	9,347
未成業務支出金	116	79
材料貯蔵品	9	6
前払費用	150	87
未収入金	-	2,211
立替金	15,246	15,225
繰延税金資産	4,458	1,994
その他	5,281	2,603
貸倒引当金	6	426
流動資産合計	114,278	112,314
固定資産		
有形固定資産		
建物	13,053	12,980
減価償却累計額	7,150	7,337
建物(純額)	5,902	5,643
構築物	2,100	2,065
減価償却累計額	1,674	1,677
構築物(純額)	425	387
機械及び装置	2,391	2,393
減価償却累計額	2,282	2,304
機械及び装置(純額)	108	88
車両運搬具	88	100
減価償却累計額	64	64
車両運搬具(純額)	23	35
工具器具・備品	4,448	4,464
減価償却累計額	3,976	4,025
工具器具・備品(純額)	472	438
土地	13,871	13,750
リース資産	-	33
減価償却累計額	-	2
リース資産(純額)	-	31
有形固定資産合計	20,803	20,375

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
<b>無形固定資産</b>		
特許権	4	1
ソフトウェア	160	131
その他	124	125
無形固定資産合計	288	259
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	2 12,461	2 7,786
関係会社株式	2 572	2 571
出資金	15	15
関係会社出資金	100	100
長期貸付金	72	9
従業員に対する長期貸付金	41	60
関係会社長期貸付金	30	25
破産債権、更生債権等	267	2,914
長期前払費用	22	8
敷金及び保証金	1,847	1,825
繰延税金資産	671	3,538
その他	2 782	1,147
貸倒引当金	111	1,735
投資その他の資産合計	16,775	16,267
固定資産合計	37,867	36,902
資産合計	152,146	149,216
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
支払手形	1 18,142	1 23,515
工事未払金	1 35,212	1 35,873
業務未払金	1 116	1 129
短期借入金	2 14,151	2 10,019
未払金	730	946
未払費用	98	96
未払法人税等	532	259
未払消費税等	-	1,655
未成工事受入金	18,091	12,849
未成業務受入金	30	73
預り金	1 22,242	1 19,371
完成工事補償引当金	549	442
賞与引当金	308	361
工事損失引当金	182	125
その他	1,519	1,472
流動負債合計	111,908	107,192

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
<b>固定負債</b>		
長期借入金	2 9,136	2 11,461
退職給付引当金	4,135	4,936
環境対策引当金	195	195
その他	20	53
固定負債合計	13,488	16,647
<b>負債合計</b>	<b>125,396</b>	<b>123,839</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	12,000	12,000
<b>資本剰余金</b>		
資本準備金	3,000	3,000
その他資本剰余金	6,000	6,000
資本剰余金合計	9,000	9,000
<b>利益剰余金</b>		
その他利益剰余金		
優先株式償還積立金	1,000	1,000
繰越利益剰余金	3,225	3,259
利益剰余金合計	4,225	4,259
自己株式	7	95
株主資本合計	25,218	25,163
<b>評価・換算差額等</b>		
その他有価証券評価差額金	1,494	153
繰延ヘッジ損益	5	0
評価・換算差額等合計	1,488	153
新株予約権	42	60
<b>純資産合計</b>	<b>26,749</b>	<b>25,377</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>152,146</b>	<b>149,216</b>

## 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
売上高		
完成工事高	203,383	208,142
その他の事業売上高	768	1,208
売上高合計	204,151	209,351
売上原価		
完成工事原価	189,353	192,744
その他の事業売上原価	713	1,134
売上原価合計	190,066	193,878
売上総利益		
完成工事総利益	14,029	15,398
その他の事業総利益	54	74
売上総利益合計	14,084	15,472
販売費及び一般管理費		
役員報酬	167	165
従業員給料手当	4,219	4,421
賞与引当金繰入額	67	97
退職金	207	39
退職給付費用	576	755
法定福利費	562	604
福利厚生費	116	193
修繕維持費	80	91
事務用品費	476	492
通信交通費	782	834
動力用水光熱費	67	72
調査研究費	439	1,235
広告宣伝費	75	101
貸倒引当金繰入額	-	415
交際費	185	102
寄付金	15	13
地代家賃	687	721
減価償却費	473	386
租税公課	305	309
保険料	37	36
雑費	399	414
販売費及び一般管理費合計	9,946	11,504
営業利益	4,138	3,967

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
<b>営業外収益</b>		
受取利息	68	68
有価証券利息	0	0
受取配当金	<sup>1</sup> 261	<sup>1</sup> 206
その他	39	149
営業外収益合計	370	424
<b>営業外費用</b>		
支払利息	1,033	1,005
先行投資費用	534	-
為替差損	451	727
その他	364	450
営業外費用合計	2,384	2,183
経常利益	2,124	2,209
特別利益		
前期損益修正益	<sup>2</sup> 146	-
投資有価証券売却益	182	699
その他	45	116
特別利益合計	374	816
特別損失		
貸倒引当金繰入額	-	1,640
損害賠償金	262	-
その他	49	289
特別損失合計	312	1,930
税引前当期純利益	2,186	1,095
法人税、住民税及び事業税	762	116
法人税等調整額	908	514
法人税等合計	1,670	630
当期純利益	516	464

【完成工事原価報告書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)		当事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
材料費		32,024	16.9	30,339	15.8
労務費		626	0.3	421	0.2
(うち労務外注費)		(626)	(0.3)	(421)	(0.2)
外注費		128,322	67.8	129,347	67.1
経費		28,379	15.0	32,636	16.9
(うち人件費)		(13,854)	(7.3)	(14,980)	(7.8)
計		189,353	100.0	192,744	100.0

(注) 原価計算の方法は、個別原価計算である。

【その他の事業売上原価報告書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)		当事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
付帯業務費用		713		1,134	
計		713	100.0	1,134	100.0

(注) 原価計算の方法は、個別原価計算である。

## 【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
前期末残高	12,000	12,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	12,000	12,000
<b>資本剰余金</b>		
<b>資本準備金</b>		
前期末残高	3,000	3,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	3,000	3,000
<b>その他資本剰余金</b>		
前期末残高	6,000	6,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	6,000	6,000
<b>資本剰余金合計</b>		
前期末残高	9,000	9,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	9,000	9,000
<b>利益剰余金</b>		
<b>その他利益剰余金</b>		
<b>優先株式償還積立金</b>		
前期末残高	1,000	1,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,000	1,000
<b>繰越利益剰余金</b>		
前期末残高	3,083	3,225
当期変動額		
剰余金の配当	373	431
当期純利益	516	464
当期変動額合計	142	33
当期末残高	3,225	3,259
<b>利益剰余金合計</b>		
前期末残高	4,083	4,225
当期変動額		
剰余金の配当	373	431

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
当期純利益	516	464
当期変動額合計	142	33
当期末残高	4,225	4,259
自己株式		
前期末残高	6	7
当期変動額		
自己株式の取得	1	87
当期変動額合計	1	87
当期末残高	7	95
株主資本合計		
前期末残高	25,077	25,218
当期変動額		
剰余金の配当	373	431
当期純利益	516	464
自己株式の取得	1	87
当期変動額合計	140	54
当期末残高	25,218	25,163
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	3,418	1,494
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,924	1,340
当期変動額合計	1,924	1,340
当期末残高	1,494	153
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	4	5
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1	5
当期変動額合計	1	5
当期末残高	5	0
評価・換算差額等合計		
前期末残高	3,413	1,488
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,925	1,335
当期変動額合計	1,925	1,335
当期末残高	1,488	153

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
<b>新株予約権</b>		
前期末残高	42	42
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	17
当期変動額合計	-	17
当期末残高	42	60
<b>純資産合計</b>		
前期末残高	28,533	26,749
当期変動額		
剰余金の配当	373	431
当期純利益	516	464
自己株式の取得	1	87
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,925	1,317
当期変動額合計	1,784	1,372
当期末残高	26,749	25,377

【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

該当事項なし。

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

該当事項なし。

【重要な会計方針】

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1 有価証券の評価基準及び 評価方法	満期保有目的の債券 償却原価法 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法によ り処理し、売却原価は移動平均法に より算定) 時価のないもの 移動平均法による原価法	満期保有目的の債券 同左 子会社株式及び関連会社株式 同左 その他有価証券 時価のあるもの 同左  時価のないもの 同左
2 デリバティブ等の評価基 準及び評価方法	デリバティブ 時価法	デリバティブ 同左
3 たな卸資産の評価基準及 び評価方法	未成工事支出金 個別法による原価法 未成業務支出金 個別法による原価法  材料貯蔵品 移動平均法による原価法	未成工事支出金 同左 未成業務支出金 個別法による原価法(貸借対照表価 額は収益性の低下に基づく簿価切下げ の方法により算定) 材料貯蔵品 移動平均法による原価法(貸借対照 表価額は収益性の低下に基づく簿価切 下げの方法により算定) (会計方針の変更) 当事業年度より「棚卸資産の評価に 関する会計基準」(企業会計基準第9 号 平成18年7月5日公表分)を適用 している。これによる損益に与える影 響はない。
4 固定資産の減価償却の方 法	有形固定資産 建物については定額法、その他の有 形固定資産については定率法によっ ている。なお、耐用年数及び残存価額 については、法人税法に規定する方 法と同一の基準によっている。 (会計方針の変更) 法人税法の改正((所得税法等の一部 を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号)及び(法人税法施行令の 一部を改正する政令 平成19年3月 30日 政令第83号))に伴い、平成19年 4月1日以降に取得した有形固定資 産については改正後の法人税法に基 づく減価償却の方法に変更してい る。 なお、この変更による損益に与える 影響は軽微である。	有形固定資産(リース資産を除く) 建物については定額法、その他の有 形固定資産については定率法によっ ている。なお、耐用年数及び残存価額 については、法人税法に規定する方 法と同一の基準によっている。

	<p>前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
	<p>(追加情報) 法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌事業年度から5年間で均等償却する方法によっている。 この変更により、営業利益は72百万円、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ75百万円減少している。 <b>無形固定資産</b> 定額法によっている。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。 ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっている。</p>	<p><b>無形固定資産(リース資産を除く)</b> 定額法によっている。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。 ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっている。 <b>リース資産</b> <b>所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産</b> 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用している。 <b>所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産</b> リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。</p>
<p>5 引当金の計上基準</p>	<p><b>貸倒引当金</b> 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。 なお、回収可能性がほとんどないと判断した回収不能見込額(323百万円)については、金融商品に係る会計基準(「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成11年1月22日))の適用により、債権から直接減額している。 <b>完成工事補償引当金</b> 完成工事にかかわる責任補修に備えるため、過去の一定期間における補修実績率に基づいて計上している。</p>	<p><b>貸倒引当金</b> 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。 なお、回収可能性がほとんどないと判断した回収不能見込額(316百万円)については、金融商品に係る会計基準(「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成11年1月22日))の適用により、債権から直接減額している。 <b>完成工事補償引当金</b> 同左</p>

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>賞与引当金 従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額基準により計上している。</p> <p>工事損失引当金 受注工事に係わる将来の損失に備えるため、損失発生の可能性が高く、かつ、その損失見込額を合理的に見積もることができる工事について、当該損失見込額を計上している。</p> <p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上している。 会計基準変更時差異(9,984百万円)については、15年による按分額を費用処理している。 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(9年)による定額法により翌事業年度から費用処理することとしている。 なお、当社は会社分割により会計基準変更時差異及び数理計算上の差異を承継しており、上記費用処理年数は承継前の期間を含めた年数となっている。</p> <p>環境対策引当金 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により義務付けられているPCB廃棄物の処理に備えるため、当該処理費用見込額を計上している。</p>	<p>賞与引当金 同左</p> <p>工事損失引当金 同左</p> <p>退職給付引当金 同左</p> <p>環境対策引当金 同左</p>
6 リース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。</p>	
7 ヘッジ会計の方法	<p>ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっている。ただし、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っている。 また、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用している。</p>	<p>ヘッジ会計の方法 同左</p>

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <p>ヘッジ手段 デリバティブ取引(金利スワップ及び為替予約取引)</p> <p>ヘッジ対象 相場変動等による損失の可能性がある資産・負債のうち、相場変動等が評価に反映されていないもの及びキャッシュ・フローが固定されその変動が回避されるもの。</p> <p>ヘッジ方針 現在又は将来において、ヘッジ対象となる資産・負債が存在する場合に限りデリバティブ取引を利用する方針であり、短期的な売買差益の獲得や投機を目的とするデリバティブ取引は行わない。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性の判定時点までの期間におけるヘッジ対象及びヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計額を比較することにより、ヘッジの有効性を評価している。</p>	<p>ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <p>ヘッジ手段 同左</p> <p>ヘッジ対象 同左</p> <p>ヘッジ方針 同左</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法 同左</p>
8 完成工事高の計上基準	<p>原則として工事進行基準を採用している。ただし、工期1年以下又は請負金額1億円未満の工事については工事完成基準によっている。</p> <p>なお、工事進行基準によった完成工事高は128,850百万円、完成工事原価は120,421百万円である。</p>	<p>原則として工事進行基準を採用している。ただし、工期1年以下又は請負金額1億円未満の工事については工事完成基準によっている。</p> <p>なお、工事進行基準によった完成工事高は144,343百万円、完成工事原価は134,534百万円である。</p>
9 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理は、税抜方式によっている。</p>	<p>消費税等の会計処理 同左</p>

【財務諸表作成の基本となる重要な会計方針の変更】

<p>前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)</p>
	<p>(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっていたが、当事業年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっている。 これによる損益に与える影響はない。</p> <p>(積算関係費用及び先行投資費用に関する会計処理) 従来、受注が未確定な案件にかかる積算関係費用については、売上原価に計上し、また失注した案件にかかる先行投資費用については、営業外費用に計上していたが、当事業年度より、いずれも販売費及び一般管理費に計上する方法に変更した。 総合評価落札方式の導入にみられる近年の受注環境の変化等により、積算部門の営業支援機能の重要性が増し、積算関係費用の販売費的性格が強くなってきたこと、並びに先行投資費用の内容も次第に変化し、積算費用等の割合が増加傾向にあること等から、当社は、新中期経営計画「ハザマ第3次中期計画」(平成20年4月～平成23年3月)の開始を機に、これらの費用の管理方法等について一部見直しを行い、営業戦略費用として集約管理していくこととし、より適正な損益区分の表示を実現するため、販売費及び一般管理費に計上することとした。 この変更により、従来の方法と比べて、当事業年度の売上原価が184百万円減少し、販売費及び一般管理費が639百万円増加し、営業利益が454百万円減少しているが、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はない。</p> <p>(控除不能外国税に関する会計処理) 従来、海外の所得にかかる外国税で、税額控除不能なものについては、法人税・住民税及び事業税に計上していたが、当事業年度より売上原価に計上する方法に変更した。 当社は、新中期経営計画「ハザマ第3次中期計画」(平成20年4月～平成23年3月)の開始を機に、控除不能外国税の金額的重要性が高まるなか、海外事業の採算性管理方法の一部について見直しを行った。 この変更は、控除不能外国税を含めた海外事業のコスト管理を徹底すると共に、セグメント別の事業採算を明瞭に表示し、より適正な経営指標等の提供を行うために行ったものである。 この変更により、従来の方法と比べて、当事業年度の売上原価が340百万円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が同額減少している。</p>

【表示方法の変更】

<p>前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)</p>
<p>(損益計算書関係)</p> <p>1 前事業年度において区分掲記していた「固定資産売却益」(当事業年度6百万円)は、特別利益の総額の100分の10以下となったため、特別利益の「その他」に含めて表示している。</p> <p>2 前事業年度において区分掲記していた「貸倒引当金戻入益」(当事業年度20百万円)は、特別利益の総額の100分の10以下となったため、特別利益の「その他」に含めて表示している。</p> <p>3 前事業年度において特別利益の「その他」に含めていた「投資有価証券売却益」は、特別利益の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より区分掲記している。 なお、前事業年度の「投資有価証券売却益」の額は0百万円である。</p> <p>4 前事業年度において区分掲記していた「投資有価証券評価損」(当事業年度29百万円)は、特別損失の総額の100分の10以下となったため、特別損失の「その他」に含めて表示している。</p> <p>5 前事業年度において区分掲記していた「訴訟和解費用」(当事業年度9百万円)は、特別損失の総額の100分の10以下となったため、特別損失の「その他」に含めて表示している。</p>	<p>(貸借対照表関係)</p> <p>1 前事業年度において流動資産の「その他」に含めていた「未収入金」は、資産総額の100分の1を超えたため、当事業年度より区分掲記することとした。なお、前事業年度の流動資産の「その他」に含まれる「未収入金」は1,339百万円である。</p> <p>(損益計算書関係)</p> <p>1 前事業年度において区分掲記していた「前期損益修正益」(当事業年度79百万円)は、特別利益の総額の100分の10以下となったため、特別利益の「その他」に含めて表示している。</p> <p>2 前事業年度において区分掲記していた「損害賠償金」(当事業年度31百万円)は、特別損失の総額の100分の10以下となったため、特別損失の「その他」に含めて表示している。</p>

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成20年3月31日)		当事業年度 (平成21年3月31日)	
1	1	1	1
このうち関係会社に対するものは次のとおりである。		このうち関係会社に対するものは次のとおりである。	
支払手形、工事未払金 及び業務未払金	12,415百万円	支払手形、工事未払金 及び業務未払金	11,446百万円
預り金	3,000	預り金	2,000
2	2	2	2
担保に供している資産は次のとおりである。		担保に供している資産は次のとおりである。	
(イ) 次の債務に対して下記の資産を担保に供している。		(イ) 次の債務に対して下記の資産を担保に供している。	
債務の内訳		債務の内訳	
短期借入金	8,484百万円	短期借入金	1,723百万円
長期借入金	7,586	長期借入金	8,898
担保差入資産		担保差入資産	
建物	4,841百万円	建物	4,642百万円
土地	13,471	土地	13,349
投資有価証券	7,065	投資有価証券	225
計	25,378	計	18,217
(ロ) 工事保証等に対して下記の資産を担保に供している。		(ロ) 工事保証等に対して下記の資産を担保に供している。	
有価証券	0百万円	有価証券	0百万円
建物	273	建物	258
土地	84	土地	84
投資有価証券	640	投資有価証券	584
投資その他の資産・ その他	167	計	928
計	1,166		
(ハ) 関係会社の借入金(3,295百万円)に対して下記の資産を担保に供している。		(ハ) 関係会社の借入金(2,971百万円)に対して下記の資産を担保に供している。	
関係会社株式	20百万円	関係会社株式	20百万円
3	保証債務	3	保証債務
下記の借入金等について保証を行っている。		下記の借入金等について保証を行っている。	
従業員住宅ローン	99百万円	従業員住宅ローン	48百万円

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
1	1 このうち関係会社との取引にかかるものが次のとおり含まれている。 完成工事原価 41,874百万円 受取配当金 64	1	1 このうち関係会社との取引にかかるものが次のとおり含まれている。 受取配当金 45百万円
2	2 研究開発費 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額は、1,337百万円である。	2	2 研究開発費 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額は、1,333百万円である。
3	3 2 前期損益修正益の内訳は次のとおりである。 支払不要債務戻入益 145百万円 その他 1 計 146	3	

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数(千株)	増加株式数(千株)	減少株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
普通株式	25	8		34

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りである。

単元未満株式の買取りによる増加 8千株

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数(千株)	増加株式数(千株)	減少株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
普通株式	34	889		923

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りである。

単元未満株式の買取りによる増加 57千株

自己株式の買付による増加 832千株

(リース取引関係)

(借手側)

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(イ) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)
車両運搬具	148	79	69
工具器具・ 備品	917	333	583
その他	9	5	4
合計	1,074	417	657

なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定している。

(ロ) 未経過リース料期末残高相当額

1年内	273百万円
1年超	383
計	657

なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定している。

(ハ) 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	191百万円
減価償却費相当額	191

(ニ) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はないため、項目等の記載は省略している。

当事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

重要性が乏しいため記載を省略している。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リースについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っており、その内容は次のとおりである。

(イ) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)
車両運搬具	146	106	40
工具器具・ 備品	820	385	435
その他	5	3	2
合計	973	494	478

なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定している。

(ロ) 未経過リース料期末残高相当額

1年内	211百万円
1年超	267
計	478

なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定している。

(ハ) 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	266百万円
減価償却費相当額	266

(ニ) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はないため、項目等の記載は省略している。

(有価証券関係)

前事業年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)及び当事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)における子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはない。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)																																																						
<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: left;">(繰延税金資産)</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金損金</td> <td style="text-align: right;">742</td> </tr> <tr> <td>算入限度超過額等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>進行基準決算損</td> <td style="text-align: right;">498</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">1,637</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">5,038</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">7,917</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">1,761</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">6,155</td> </tr> <tr> <td>(繰延税金負債)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">1,025</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,025</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">5,130</td> </tr> </table>	(繰延税金資産)	百万円	貸倒引当金損金	742	算入限度超過額等		進行基準決算損	498	退職給付引当金	1,637	その他	5,038	繰延税金資産小計	7,917	評価性引当額	1,761	繰延税金資産合計	6,155	(繰延税金負債)		その他有価証券評価差額金	1,025	繰延税金負債合計	1,025	繰延税金資産の純額	5,130	<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: left;">(繰延税金資産)</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td>繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">1,129</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金損金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>算入限度超過額等</td> <td style="text-align: right;">1,395</td> </tr> <tr> <td>進行基準決算損</td> <td style="text-align: right;">864</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">1,988</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">1,987</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">7,367</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">1,728</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">5,638</td> </tr> <tr> <td>(繰延税金負債)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">105</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">105</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">5,532</td> </tr> </table>	(繰延税金資産)	百万円	繰越欠損金	1,129	貸倒引当金損金		算入限度超過額等	1,395	進行基準決算損	864	退職給付引当金	1,988	その他	1,987	繰延税金資産小計	7,367	評価性引当額	1,728	繰延税金資産合計	5,638	(繰延税金負債)		その他有価証券評価差額金	105	繰延税金負債合計	105	繰延税金資産の純額	5,532
(繰延税金資産)	百万円																																																						
貸倒引当金損金	742																																																						
算入限度超過額等																																																							
進行基準決算損	498																																																						
退職給付引当金	1,637																																																						
その他	5,038																																																						
繰延税金資産小計	7,917																																																						
評価性引当額	1,761																																																						
繰延税金資産合計	6,155																																																						
(繰延税金負債)																																																							
その他有価証券評価差額金	1,025																																																						
繰延税金負債合計	1,025																																																						
繰延税金資産の純額	5,130																																																						
(繰延税金資産)	百万円																																																						
繰越欠損金	1,129																																																						
貸倒引当金損金																																																							
算入限度超過額等	1,395																																																						
進行基準決算損	864																																																						
退職給付引当金	1,988																																																						
その他	1,987																																																						
繰延税金資産小計	7,367																																																						
評価性引当額	1,728																																																						
繰延税金資産合計	5,638																																																						
(繰延税金負債)																																																							
その他有価証券評価差額金	105																																																						
繰延税金負債合計	105																																																						
繰延税金資産の純額	5,532																																																						
<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">%</td> </tr> <tr> <td>法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">40.7</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">13.0</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割等</td> <td style="text-align: right;">11.0</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">11.7</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">76.4</td> </tr> </table>		%	法定実効税率	40.7	(調整)		永久に損金に算入されない項目	13.0	住民税均等割等	11.0	その他	11.7	税効果会計適用後の法人税等の負担率	76.4	<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">%</td> </tr> <tr> <td>法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">40.7</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">14.5</td> </tr> <tr> <td>永久に益金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">4.2</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割等</td> <td style="text-align: right;">18.2</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額の増減</td> <td style="text-align: right;">3.0</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">8.6</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">57.6</td> </tr> </table>		%	法定実効税率	40.7	(調整)		永久に損金に算入されない項目	14.5	永久に益金に算入されない項目	4.2	住民税均等割等	18.2	評価性引当額の増減	3.0	その他	8.6	税効果会計適用後の法人税等の負担率	57.6																						
	%																																																						
法定実効税率	40.7																																																						
(調整)																																																							
永久に損金に算入されない項目	13.0																																																						
住民税均等割等	11.0																																																						
その他	11.7																																																						
税効果会計適用後の法人税等の負担率	76.4																																																						
	%																																																						
法定実効税率	40.7																																																						
(調整)																																																							
永久に損金に算入されない項目	14.5																																																						
永久に益金に算入されない項目	4.2																																																						
住民税均等割等	18.2																																																						
評価性引当額の増減	3.0																																																						
その他	8.6																																																						
税効果会計適用後の法人税等の負担率	57.6																																																						

## (1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	154.30円	1株当たり純資産額	141.49円
1株当たり当期純利益金額	2.34円	1株当たり当期純利益金額	1.67円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していない。		潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	1.67円

(注) 1. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(百万円)	516	464
普通株主に帰属しない金額(百万円)	281	298
(うち剰余金の処分による優先株式配当額(百万円))	281	298
普通株式に係る当期純利益(百万円)	234	166
普通株式の期中平均株式数(千株)	99,969	99,472
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(千株)		109
(うち新株予約権(千株))		109
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	第 種優先株式、第 種優先株式、第 種優先株式、第 種優先株式及び新株予約権。 なお、これらの概要は「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況」に記載の通り。	第 種優先株式、第 種優先株式、第 種優先株式、第 種優先株式、平成18年新株予約権B及び第1回新株予約権。 なお、これらの概要は「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況」に記載の通り。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	26,749	25,377
純資産の部の合計額から控除する額(百万円)	11,324	11,358
(うち残余財産分配請求権が優先的な株式の払込金額(百万円))	11,000	11,000
(うち剰余金の処分による優先株式配当額(百万円))	281	298
(うち新株予約権(百万円))	42	60
普通株式に係る純資産額(百万円)	15,425	14,018
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(千株)	99,965	99,076

## (重要な後発事象)

該当事項なし。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額(百万円)
(投資有価証券)		
その他有価証券		
東京電力(株)	375,300	923
日本原燃(株)	66,664	666
名古屋鉄道(株)	1,990,000	583
関西電力(株)	254,000	543
東日本旅客鉄道(株)	104,500	536
西日本鉄道(株)	1,113,270	416
中部電力(株)	191,100	414
東海旅客鉄道(株)	617	341
関西国際空港(株)	6,300	315
ブルドックソース(株)	1,318,000	276
京成電鉄(株)	467,000	230
東京湾横断道路(株)	4,200	210
首都圏新都市鉄道(株)	4,000	200
東北電力(株)	88,000	190
九州電力(株)	84,700	187
四国電力(株)	56,000	147
中部国際空港(株)	2,536	126
その他(91銘柄)	2,822,282	1,476
計	8,948,469	7,786

【債券】

銘柄	券面総額(百万円)	貸借対照表計上額(百万円)
(有価証券)		
満期保有目的の債券		
フィリピン共和国国債(2銘柄)	0	0
計	0	0

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	13,053		73	12,980	7,337	252	5,643
構築物	2,100	0	35	2,065	1,677	35	387
機械装置	2,391	7	5	2,393	2,304	26	88
車両運搬具	88	33	21	100	64	16	35
工具器具・備品	4,448	74	58	4,464	4,025	102	438
土地	13,871		121	13,750			13,750
リース資産		33		33	2	2	31
有形固定資産計	35,953	149	315	35,787	15,412	436	20,375
無形固定資産							
特許権	39			39	37	2	1
ソフトウェア	1,276	34		1,310	1,179	63	131
その他	141	1		142	17	0	125
無形固定資産計	1,456	36		1,492	1,233	65	259
長期前払費用	52		8	44	36	13	8
繰延資産							
繰延資産計							

【引当金明細表】

区分	期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金 1	117	2,086	6	35	2,162
完成工事補償引当金 2	549	442	349	199	442
賞与引当金	308	361	308		361
工事損失引当金 3	182	125	165	17	125
環境対策引当金	195				195

1 貸倒引当金の当期減少額（その他）は、債権の回収による戻入額35百万円である。

2 完成工事補償引当金の当期減少額（その他）は、補修実績率の見直しによる洗替額199百万円である。

3 工事損失引当金の当期減少額（その他）17百万円は、損失見込額の改善等による戻入額である。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

1 資産の部

(イ)現金預金

区分	金額(百万円)
現金	36
預金	
当座預金	10,411
普通預金	10,772
定期預金	1,502
その他	3
計	22,726

(ロ)受取手形

(a) 相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
ナイス(株)	1,465
(株)コスモスイニシア	555
(株)新日鉄都市開発	495
豊田通商(株)	253
青山金商(株)	158
その他	444
計	3,374

(b) 決済月別内訳

決済月	金額(百万円)
平成21年4月	624
5月	210
6月	460
7月	1,789
8月	268
9月以降	20
計	3,374

(八)完成工事未収入金及び完成業務未収入金

(a) 相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
国土交通省	2,056
(株)新日鉄都市開発	1,562
(福)藤寿会	1,077
西日本鉄道(株)	964
(株)カナックス	824
その他	48,599
計	55,085

(b) 滞留状況

計上期別	完成工事未収入金 (百万円)	完成業務未収入金 (百万円)
平成21年3月期 計上額	51,286	335
平成20年3月期以前 計上額	3,462	
計	54,749	335

(二)未成工事支出金

期首残高 (百万円)	当期支出額 (百万円)	完成工事原価への振替額 (百万円)	期末残高 (百万円)
11,443	190,647	192,744	9,347

期末残高の内訳は次のとおりである。

材料費	1,157 百万円
労務費	0
外注費	5,057
経費	3,131
計	9,347

(ホ)立替金

区分	金額(百万円)
J V関係立替金	15,148
その他	76
計	15,225

2 負債の部

(イ) 支払手形

(a) 相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
(株)カナックス	414
木部建設(株)	395
丸磯建設(株)	375
ライト工業(株)	360
(株)関電工	320
その他	21,648
計	23,515

(b) 決済月別内訳

決済月	金額(百万円)
平成21年 4月	5,821
5月	6,232
6月	5,470
7月	5,991
計	23,515

(ロ) 工事未払金及び業務未払金

相手先	金額(百万円)
ハザマ興業(株)	9,793
青山機工(株)	1,578
(株)テクノ菱和	398
(株)NIPPONコーポレーション	378
木部建設(株)	375
その他	23,477
計	36,003

(八)短期借入金

相手先	期末残高(百万円)
(株)みずほコーポレート銀行	1,279
みずほ信託銀行(株)	800
(株)横浜銀行	766
日証金信託銀行(株)	700
(株)八十二銀行	680
その他	5,793
計	10,019

(二)未成工事受入金

期首残高 (百万円)	当期受入額 (百万円)	完成工事高への振替額 (百万円)	期末残高 (百万円)
18,091	149,450	154,692	12,849

(注) 損益計算書の完成工事高208,142百万円と上記完成工事高への振替額との差額53,450百万円は完成工事未収入金である。

なお、「(1)資産の部(八)完成工事未収入金及び完成業務未収入金、(b)滞留状況」の完成工事未収入金当期計上額51,286百万円との差額2,163百万円は消費税相当額及び破産債権、更生債権等への振替額である。

(ホ)預り金

区分	金額(百万円)
J V関係預り金	11,490
仮受消費税	5,013
その他	2,867
計	19,371

(ヘ)長期借入金

相手先	期末残高(百万円)
(株)みずほコーポレート銀行	7,152
三菱UFJ信託銀行(株)	1,746
信金中央金庫	583
(株)横浜銀行	433
(株)東邦銀行	350
(株)北海道銀行	350
その他	846
計	11,461

(3) 【その他】

重要な訴訟事件等

現在、当社を含む多数の建設会社を被告とする全国トンネルじん肺訴訟が、全国11地方裁判所に提訴され  
審理中である。

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。なお、電子公告は当社ホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりである。 <a href="http://www.hazama.co.jp/koukoku/">http://www.hazama.co.jp/koukoku/</a>
株主に対する特典	なし

(注) 当会社の株主(実質株主を含む、以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はない。

### 2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出している。

#### (1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 第5期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日) 平成20年6月30日関東財務局長に提出

#### (2) 四半期報告書及び確認書

第6期第1四半期(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日) 平成20年8月13日関東財務局長に提出

第6期第2四半期(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日) 平成20年11月14日関東財務局長に提出

第6期第3四半期(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日) 平成21年2月13日関東財務局長に提出

#### (3) 臨時報告書

平成20年12月1日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第11号（債権の取立不能又は取立遅延のおそれ）の規定に基づく臨時報告書である。

#### (3) 自己株券買付状況報告書

報告期間(自 平成20年6月27日 至 平成20年6月30日) 平成20年7月15日関東財務局長に提出

報告期間(自 平成20年7月1日 至 平成20年7月31日) 平成20年8月13日関東財務局長に提出

報告期間(自 平成20年8月1日 至 平成20年8月31日) 平成20年9月12日関東財務局長に提出

報告期間(自 平成20年9月1日 至 平成20年9月30日) 平成20年10月14日関東財務局長に提出

報告期間(自 平成20年10月1日 至 平成20年10月31日) 平成20年11月14日関東財務局長に提出

報告期間(自 平成20年11月1日 至 平成20年11月30日) 平成20年12月12日関東財務局長に提出

報告期間(自 平成20年12月1日 至 平成20年12月31日) 平成21年1月13日関東財務局長に提出

報告期間(自 平成21年1月1日 至 平成21年1月31日) 平成21年2月13日関東財務局長に提出

報告期間(自 平成21年2月1日 至 平成21年2月28日) 平成21年3月13日関東財務局長に提出

報告期間(自 平成21年3月1日 至 平成21年3月31日) 平成21年4月13日関東財務局長に提出

報告期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年4月30日) 平成21年5月13日関東財務局長に提出

報告期間(自 平成21年5月1日 至 平成21年5月31日) 平成21年6月12日関東財務局長に提出

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

## 独立監査人の監査報告書

平成20年 6月27日

株式会社 間組  
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士 望 月 正 芳
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士 井 上 智 由

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社間組の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社間組及び連結子会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年 6月26日

株式会社 間組  
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士 望 月 正 芳
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士 高 尾 英 明

### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社間組の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社間組及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

1. 「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載のとおり、当連結会計年度より、会社は受注が未確定な案件にかかる積算関係費用及び失注した案件にかかる先行投資費用についての会計処理を変更した。
2. 「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載のとおり、当連結会計年度より、会社は海外の所得にかかる外国税で税額控除不能なものについての会計処理を変更した。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社間組の平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社間組が平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成20年 6月27日

株式会社 間組  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士 望月正芳
指定社員 業務執行社員	公認会計士 井上智由

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社間組の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社間組の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成21年 6月26日

株式会社 間組  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士 望月正芳
指定社員 業務執行社員	公認会計士 高尾英明

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社間組の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社間組の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

1. 「財務諸表作成の基本となる重要な会計方針の変更」に記載のとおり、当事業年度より、会社は受注が未確定な案件にかかる積算関係費用及び失注した案件にかかる先行投資費用についての会計処理を変更した。
2. 「財務諸表作成の基本となる重要な会計方針の変更」に記載のとおり、当事業年度より、会社は海外の所得にかかる外国税で税額控除不能なものについての会計処理を変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。